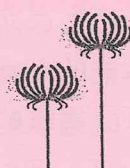


研究所とのNet Work

所報 Aichi Labor Institute

も：く：じ

巻頭辞	P 2	編集部
「県立高等学校教育推進実施計画」の概要	P 3～	平岩 浩幸
辺野古裁判 焦点は地方自治に対する国の「関与」の限界	P 9～	前田 定孝
鈴木富久さんを偲んで	P 2 1	猿田 正機
所報 189 号読後所感	P 2 2～	今村 浩一
読書紹介 谷江武士他『内部留保の研究』	p 2 4～	富田 偉津男
団体会員の紹介④	P 2 7～	地域労組きずな
報告：愛知労働問題研究所の今後のあり方について	P 2 9～	検討委員会
労働情報この2ヶ月 7/1～8/31	P 3 3～	編集部
研究所だより	P 3 6	編集部



● 第 190 号

◎ 2016 年 9 月 15 日

愛知労働問題研究所

地球の裏側の南米ブラジルで初めて開催されたリオ・オリンピックが終わった。個々の競技を観戦すれば数々のドラマがあった。確かに「感動」を呼び起こした場面もあったかもしれない。スポーツが競技として真剣勝負をするなら、それは時として見る人々の心を揺り動かすことがあるかもしれない。それ自身は否定することではない。しかし近代オリンピックが、当初からいづつごろからかは分からないが、国威高揚の誇示と商業ベースになりつつあるのは確かである。それよりもこの夏の暑い時期の2週間、NHKを中心にメディアがこれでもかこれでもかという報道にはうんざりさせられた人も多いだろう。国際競技で日本の選手が活躍すること自体は悪くは無い。日本の選手が活躍するのを応援するのはある意味自然の姿である。

だけれども、今回のリオ・オリンピックでのメディアの報道は異常である。「日の丸」の旗がなびき、「君が代」が流される。朝から晩まで、重大ニュース以上にそれらが真っ先に報道される。日本選手の活躍に焦点をあてながら、メダルがいくつ取れたかということを煽りながら、日本国の権威を煽り立てている。勝つことを義務づけられた選手の、想像を絶するプレッシャーの中で闘っている姿が痛々しい。過去の東京五輪のマラソンで銅メダルを取った円谷光吉が、次期五輪のプレッシャーに耐えかねて自ら死を選んだことを記憶している人も少なくなった。残酷なことである。まぎれもなく、オリンピック報道が国威高揚、ナショナリズムの覚醒に貢献しているのは確かである。日本型集団主義は長いものに巻かれる国民の行動様式を生み出した。周辺諸国との緊張を利用した単純なナショナリズムに加えて偏狭な排外主義の風潮も顕著である。

地球の裏側で行われたリオ五輪でこの有様である。4年後には二度目の東京五輪が開催される。7月下旬から8月にかけての猛暑・酷暑の時期である。日本の東京都の開催が、IOC総会で一応は手続きを経て選ばれた事実は否定できない。だが、この時期に開催することを決定したIOCやJOCは何を考えているのだろうか。テロなどの脅威以上に、自然の脅威の方がもっと恐ろしいことを我々は自覚しなければならない。

とともにこの時をめざして、より今以上の国威高揚・ナショナリズムの醸成という本能的な課題を支配層たちが進めていくことは十分に予想できる。安倍内閣の「改憲戦略」は、まさに時流に乗ったものである。この異様な社会の動きに楔を打ち込むのは、民の力である。「暑い夏」は終わろうとしているが、これから「熱い秋」が待っている。現代社会の動きはテンポが速い。私たちは瞬時も為政者の動きを見逃すことができない時代になった。

「県立高等学校教育推進実施計画」の概要

平岩 浩幸

【これまでの経緯】

愛知県教委は、平成 13(2001)年度に「県立高等学校再編整備基本計画」を策定し、平成 22(2010)年度までの 10 年間に、総合学科の設置、普通科コース制の導入、専門学科の学科編成、連携型中高一貫教育校設置等を進めるとともに、生徒数が減少する地域の高等学校の統合を行った。平成 23(2011)年度には、この計画の成果を検証し、キャリア教育を特色とする総合学科への改編によって生徒の学習意欲が高まったこと、連携型中高一貫教育の導入によって、地域が一体となってきめ細かな教育を実現していることなど、生徒や地域にとって大きな成果があがっていることをあげ、今後も時代のニーズを踏まえた学科再編や教育内容の改善をさらに進めていく必要があると報告書をまとめた。

平成 25 年度にはこの報告書を踏まえ、科学技術を人材の育成を目指した理数教育の充実や、国際的に活躍できるグローバル人材の育成、総合学科や柔軟な教育課程をもつ新しいタイプの全日制高校の検討、生徒数の減少が見られる地域への対応などの課題をまとめた。そして今回のまとめた実施計画(平成 28 年度 2 月作成)は普通科コース、専門学科の学科再編などについては引き続き計画を進めているが、グローバル人材育成については計画の先頭に位置づけられた。

また、平成 23 年度からの 5 年間の「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」では「自ら高めること」「社会に役立つこと」を基本理念とし、重点 1 に「道徳性・社会性の向上」重点 2 に「キャリア教育の充実」となっていたものが、28 年度からの「あいちの教育ビジョン 2020」では、基本理念はそのままだに、重点 1 に「個人に応じた教育」として外国語・理数教育の推進が置かれ、重点 2 に「道徳性・社会性の向上」が配置され、グローバル化への対応に重点を移動させた。

【計画の概要】

10 年後を見据えた愛知県高等学校づくりを考えるに当たり、①社会のグローバル化にどう対応するか、②世界のものづくりの中心である愛知県でどういった人材を育てていくか、③少子高齢社会における教育をどのように進めるかの 3 つの視点を検討し、次の 5 つのテーマに整理した。

- ①グローバル社会で活躍できる人材の育成
- ②キャリア教育と職業教育の一層の充実
- ③魅力ある高等学校教育の基盤づくり
- ④生徒のニーズを踏まえた様々なタイプの高等学校の配置
- ⑤生徒が減少する地域における対応

1, 「①グローバル社会で活躍できる人材の育成」について

(内容)

(1) 国際理解教育の推進

- ・ 国際教養科 (1校: 刈谷北) 既設: 千種、尾北、御津
- ・ 国際理解コースの新設 (3校: 中村、一宮西、安城東) 既設: 津島、常滑、豊橋東

・ 高校生の海外派遣や留学支援事業の一層の推進

- ・ 英語教育指導者研修事業
- ・ 国際ボランティア養成を通じたグローバル人材の育成
- ・ 外国人の学びの場の整備
- ・ 国際バカロレア教育の推進

(2) 科学技術人材の育成と ICT 教育の推進

(3) 芸術、スポーツなどの分野における個性の伸長

グローバル人材の育成は企業側からの要求もあり、近年、力を注ぎ込まれてきている。また、推進実施計画の先頭に位置付けられている。平成 28 年度予算においても、全体としての予算は昨年より 1 割ほどダウンしてはいるが、「あいちグローバル人材育成事業」として約 1 億の予算を計上している。そのうちスーパーグローバルハイスクール事業は、その予算のほぼ 3 分の 1 にあたっているが、すべて国庫からの補助金である。該当校の認定も文科省がしている。また、スーパーサイエンス校への助成金も出所は J S F (科学技術振興団体) であり、英数理に特化したエリート育成を目的とした国をあげての事業ということになる。それにしても下の高校一覧を見るとあからさま過ぎるほど、トップ高に絞った事業である。また、スーパーとつく学校でも県下のトップ校である「スーパーサイエンスハイスクール」と「スーパーグローバルハイスクール」と、「あいちスーパーイングリッシュハブスクール」の準トップ校と分けられている。

スーパーサイエンスハイスクール・・・岡崎、一宮、刈谷、豊西、半田、明和、
時習館

スーパーグローバルハイスクール・・・旭丘、時習館

あいちスーパーイングリッシュハブスクール事業

・・・千種、中村、瀬戸西、尾北、一宮西、津島、常滑、豊田北、西尾、刈谷
北、豊橋東、御津

科学技術人材の育成として「知の探求講座」も継続し、先進的な理数教育の一層の充実を示している(協力 6 大学 名古屋大学 名古屋工業大学 豊田工業大学、豊橋科学技術大学、愛知県立 大学、愛知教育大学)。さらに、女子生徒の理系分野への関心を高めるため科学技術分野で活躍する女性の出前授業などの取り組みも推進している。また、スーパーサイエンスハイスクールでは理系に進む生徒の割合がそうでない高校のほぼ 2 倍であると、文科省はデータを示して自慢している。ここにも優秀な人材を理系分野へ進ませようとする文科省の意図がうかがえる。

2, 「②キャリア教育と職業教育の一層の充実」について

(内容)

(1) キャリア教育の一層の充実

- ・すべての普通科でキャリア教育に関する授業を1単位以上
- ・キャリアコーディネーターの配置

(2) ものづくり愛知を支える職業教育の一層の充実

- ・学科再編
 - ・農業科→学科名変更(例)農業園芸→農業科学、生物生産→食農サイエンス
 - ・工業科→愛知総合工科開校
 - 航空産業科(小牧工業)、情報技術科→資源エネルギー科(名南工業)
- ・商業科→総合学科(2校)
 - 商業科→総合ビジネス科(11校)、商業科から総合学科(2校)
- ・実習用施設・設備の充実
- ・総合選択制・学科を越え他の学科の科目を学べる
 - たとえば商業と家庭科(古知野)、農業と家庭科(佐屋)

愛知県は職業科の生徒割合が高い(愛知 24 %、東京 16 %、神奈川 11 %、大阪 14 %) が、職業科で身につけた知識・技術が進路と繋がっていない現状がある。職業科の学科再編はこれらのミスマッチを改善するための方策と考えられる。「ものづくり愛知」を支える労働力の担い手となるように職業教育の一層の充実を打ち出しているが、今年度開校した愛知総合工科の一年生の7割以上が進学希望であったというのは皮肉な結果である。このように職業科の中でも進学志望者が増加する傾向があり、地域にあった産業と関連づけながら特色を出そうとしている。

義務教育段階からの取組も踏まえながら、教育活動全体を通じたキャリア教育の推進を方向付けている。総合学科においては職業に関する科目を設け生徒に働く意義を考えさせ将来の生き方や自分の適性を見つめる活動を行うとしている。また、社会人として求められるコミュニケーション能力等を育成するため、すべての普通科において1単位以上の授業(総合的な学習を含む)の実施を目標としている。普通科の活性化を図るとし体験的な活動を取り入れた科目や職業科目の設定など教育課程の弾力化を進め、普通科におけるインターシップの実施率の向上を目指している。(インターシップ実施率、職業科 46.5 %、普通科 13.9 %)

すべての普通科に1単位以上の授業を実施するというのはかなりの力の入れようである。総合学科の科目である「産業社会と人間」(2～4単位)をベースに実施するようである。高校生に、社会で人間として誇りをもって働けるための労働者教育を普通科校もふくめて職業教育としてほどこすということは大事なことである。ただ、実際には進学校では時間を割く余裕がなくどこまで厳密にできるかは疑問が残る。

また、キャリア教育の中で、主権者教育が取り上げられており、他人の意見を尊重する態度及び異なる意見を調整し合意を形成していく力等の育成に努めるとしている。

3, 「③魅力ある高等学校教育の基盤づくり」について

(内容)

(1)教員の指導力向上と様々な学びの機会の充実

(2)ICT 環境及び安全な施設・設備の充実

- ・ I C T 機器等の教育環境の整備 プレゼンテーションルームを全高等学校に
- ・ 老朽化対策の計画づくり・・長寿命化計画、アクティブラーニングへの対応

ベテラン教員の大量退職を受け、若手教員の指導力向上を急務としており、10 年目研修などでミドルリーダー育成を図る研修を充実させる。ミドルリーダーとは教務主任、進路指導主事などを指しているようである。職場をこれまでのヨコ社会から管理職、主任・ミドルリーダーとタテ社会へ変換を加速させようとしている。教職員の多忙化や直面する教育課題の解決策として、教員を増やすのではなく、教科指導に卓越した退職教員をサポートするなど、一億総活躍社会の推進と合わせ、コストをかけず質の向上で乗り切ろうとしている。

また、本来は老朽化した校舎の建て替えなどに予算をつけるべきことであるが、「県立学校施設の長寿命化計画」でコストをできる限り押さえた政策になっている。愛知総合工科高校では大きな出費をしているが、長寿命化で本当に魅力ある学校設備の充実が図れるかは疑問である。

4, 「④生徒のニーズを踏まえた様々なタイプの高等学校の配置」について

(内容)

(1)総合学科の新たな設置と普通科の活性化

- ・ 新たな総合学校の設置・・既設 9 校に加え、31 年度までに 2 校追加、さらに 31 年度以降に 3 校の設置を目指している。
- ・ 普通科コースの新設
 - ・ 情報ビジネスコース (5 校)、教育コース (2 校)、医療・看護コース (2 校)
 - 子ども発達コース (1 校)、美術コース (1 校)、スポーツコース (1 校)
 - 創造表現コース (1 校)、観光ビジネスコース (1 校)

(2)多様な生徒のニーズに応える学校づくり

- ・ ステップアップハイスクール (2 部制単位制定時制高校)・・29 年度より 1 校
- ・ 名古屋地区の夜間定時制、通信制の今後のあり方検討・・名古屋地区定時制 7 校、通信制 1 校
 - ・ 昼間定時制併設校の検討 (1 校)
 - ・ 全日制単位制高校に改編 (3 校程度)
 - ・ 多様な生徒に対する人的支援の充実・・スクールカウンセラー配置の拡充、スクールソーシャルワーカー配置の拡充、外国人生徒のための教育支援員の層の配置の拡充

・「愛知県特別支援教育推進計画」（愛知つながりプラン）に基づき、個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用を促進する。

総合学科の増設は着実に推進している。伝統のある職業高校からの転身は、地域に根ざした就職先があり、進学も就職もどちらも対応できるが、普通科を中心にした学校からの転身では、就職希望者に十分な対応できる就職先がないという声も聞かれ、総合学科と言っても進学をメインしていかざるを得ない学校もある。また、多様な進路希望の生徒に合わせ教科、科目を設定するため、現場の教職員がどれだけそれぞれの生徒に丁寧に対応するかどうかに総合学科の成否がかかっている。

26年度時点で普通科コースを設置している県立高校（3つ以上の学校でコースを設置しているもの）を以下に並べてみる。

- ★瑞陵、春日井、岡崎北・・・コスモサイエンスコース（国際人と科学の造語）
- ★津島、常滑、刈谷北、豊橋東・・・国際理解コース
- ★守山、犬山、尾西、東浦、衣台、幸田、安城南、一色、豊橋西・・・情報活用コース

これらの学校を見てみると、準トップ校がコスモサイエンスや国際理解などのコースを設定していて、いわゆるグローバル人材の育成校の対象となっている。一方、情報活用コースは、大学進学というよりむしろ専門学校や中小企業への就職を視野にいったものとなっている。

平成14年度に始まった普通科コースの設置は「情報活用コース」（8校）、「福祉実践コース」（4校）、「国際コミュニケーション」（4校）の3つのコースを5年間に15校に設置している。対象となった学校は「国際子コミュニケーション」コースを除き、定員割れの可能性のある学校が多く、生徒の多様化への対応というよりは学習意欲の乏しい生徒に専門科目を取り入れた教育課程を入れ、体験的・実践的な学習を行うことで興味・関心を引き出すのが目的であった。それに比べると今回のコース設置は、学校の層も幅が広く、コースの内容も多様化しており、明らかに方向性が変わってきている。ただ、コースの多くは、大学等に進学しなければその職業に必要な資格が取れないものであり、コースを選ぶことで受験に必要な教科の授業が少なくなるという矛盾がある。ちなみに普通科コースは体験的・実践的な科目を3年間に10～18単位程度履修する。学科の改編に比べるとコストもかからず、うまくいかなければたむケースもある。実際に「情報活用コース」は多くの学校で廃止もしくは「情報ビジネスコース」に改編された。

「情報活用コース」→「情報ビジネスコース」に改編

「教育コース」→教員に求められる資質を身につけた人の育成

「医療・看護コース」→実践的、体験的な学習や「心」の教育

「子ども発達コース」→保育士に求められる人間性、社会性等の資質の育成

「観光ビジネスコース」→観光産業全体で活躍できる人材の育成

定時制・通信制については名古屋地区においてはステップアップハイスクールという新たな定時制高校の設置が予定されている。外国人生徒に対しては、愛知は全国一ということもあり、知事の要請のもと力を入れている。また、近年、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充も国の予算のもとで行われている。特別支援の「愛知つながりプラン」は愛知の特別支援学校の過大過密問題を解消するために特別支援学校の新設を計画している。30年度1校、31年度1校、さらに2校の計画も予定されているようである。

5、「⑤生徒が減少する地域における対応」について

(内容)

- ・連携型中高一貫校新設(1校)、東三地区での統廃合(2校)

「生徒が減少する地域」として東三河地区と海部・津島地区、半島部において県立高校の活性化を図るため、魅力ある学科、コースの設置や連携型中高一貫教育のあらたな導入を目指している。

【東三地区】 豊橋南・・・教育コース 福江・・・観光ビジネスコース 豊橋西・・・スポーツコース

連携型中高一貫・・・福江と福江中学 昼間定時制高校・・・御津
統合・・・新城東と新城高校

【海部・津島】 佐屋・・・総合選択制 海翔・・・環境防災コース

ひらいわ ひろゆき／ 愛知県立高等学校教諭



辺野古裁判 焦点は地方自治に対する国の「関与」の限界

前田 定孝

はじめに

沖縄県名護市辺野古にアメリカ海兵隊の新基地建設を目的とした用地を造成しようとする国と、沖縄県の基地負担の軽減を求めて公有水面埋立承認を取消した沖縄県との裁判の判決が、9月16日に出される見通しです。本紙が刊行されるのは、この判決日の後になります。本稿は、その判決がどうであれ、この争いにおいて提起された〈沖縄の自己決定権〉とそこに国家の意思を貫徹させようとする国家権力との関係の、「本来のあり方」について考えるものです。

1. 地方自治——沖縄県と国の紛争を地方自治権の角度からみると

(1) 国の施策と食い違っている場合に地方自治体には何ができるのか

『原子力発電所は日本の経済大国・潜在的核保有国としての地位の維持の上で不可欠だ。だから、高レベル放射性廃棄物の最終処分場を国内につくらなければならない。政府がある地域を指定したら、その地域はそれを絶対に拒否できない』。もしこのように政府がいつてきたら、どう思いますか。辺野古で、沖縄県で起きている問題は、明日のあなたの自治体の問題でもあります^{*1}。

筆者も一部を執筆した『Q&A 辺野古から問う日本の地方自治』の編者である本多滝夫さんは、このように指摘されます。国策、あるいは国の専権事項と、地方自治体みずからが構想する施策とが抵触する場合に、地方自治法はどのようにして国策との調整を図ろうとしているのか、その基準に照らして今の国のやり方はどのような評価を受けるのか、そのことが問われているのが、辺野古裁判です。

ここで問題になっているのは、あくまでも、県知事が公有水面埋立法に基づいて名護市辺野古沖の公有水面の埋立てを承認するかどうかです。その「上物」である海兵隊飛行場を造成するかが直接問題になっているわけではないのです。まずはこの点を確認する必要があります。

そこでは、公有水面埋立法を所管する国の大臣は国土交通大臣であり、その埋立を認める権限（公有水面埋立法上、民間などの通常の場合は「免許」、国の場合は「承認」と呼ばれます）は、都道府県知事に配分されているのです。この辺野古沖埋立ての事業者は、沖縄防衛局です。沖縄防衛局が事業者として、公有水面埋立承認の権限を有する沖縄県知事に公有水面埋立願書を提出し（申請）、これに対して知事が「承認」を与える（処分）という関係にあるのです。

問題はそこで、国が考える結論と、これに対して沖縄県知事が出した結論とが、当初は同じであったにもかかわらず、処分庁である沖縄県の担当者が交代したために、その取消しがなされた、結論が食い違うようになった、という場合です。そこでは、当初の結論を今さら覆すことができるのかどうか、地方自治体の側に政策変更があった場合に、国策と抵触する状態が発生したとしたら、それは誰がどのように調整するのか、といった問題が発生します。

地方自治法は、その適切な調整をするために、国と地方自治体の係争を処理するために、その紛争解決手続を定めるとともに、行政権のうえでの組織として、「国地方係争処理委員会」という合議制の機関を設置しているのです。

*1 本多滝夫、「自著を語る」住民と自治2016年6月号23ページ。

辺野古新基地建設をめぐる沖縄県と国との紛争は、これらの地方自治法上のしくみを通じて争われているのです。

(2) 普天間基地移設と辺野古新基地建設

さて、なぜ辺野古に新しい基地が建設されようとしているのか。1995年に沖縄県で発生した、アメリカ海兵隊員による少女暴行事件を契機に、沖縄県は国に対して、その基地負担の軽減を求めてきました。そして1996年、橋本首相とモンデール駐日米国大使が共同会見を行い、普天間飛行場の全面返還に合意したことが発表されます。その後、SACO (Special Action Committee on Okinawa) 中間報告は、5～7年以内に十分な代替施設が完成した後、普天間飛行場を返還することとし、さらに同最終報告は、普天間飛行場は今後5年ないし7年以内に代替施設が完成し運用可能になった後、全面返還されることで合意したとしました。それを受けて政府は、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」を、2000年5月30日に閣議決定しました。その内容は、軍民共用（キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域）、15年使用期限、というものでした。政府が「辺野古が唯一の解決策」とする根拠は、この閣議決定です。

ところがこの閣議決定は、その後の閣議決定「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取り組みについて」によって、1999年12月に廃止されているのです。

その後、民主党政権時に一時的に鳩山由紀夫首相が「少なくとも県外」として多少の努力をしつつも、最後は「学べば学ぶにつけ」抑止力が大切であることがわかったとして、腰砕け的に辺野古に舞いもどったのを記憶している人は多いと思います。

しかしながらそれでも沖縄県民の民意は動揺しませんでした。2010年、翁長雄志・那覇市長（当時）を選対本部長にすえた仲井眞弘多氏が「県外移設」を公約に、伊波洋一氏を破って沖縄県知事に再選しました。ところがその後、安倍内閣発足後の2013年3月に沖縄防衛局が公有水面埋立願書を深夜に紛れて沖縄県北部土木事務所に提出しました。その後同年12月25日、病気になりすまして東京で入院していた仲井眞知事は、国から振興予算を満額受けたことを受けて「これは、いい正月になる」と記者会見し、その2日後に、公有水面埋立承認処分をしたのです。

このときに仲井眞知事がした判断の適否が、その後の〈沖縄県側から見た〉争点となります。

翁長雄志知事が当選したのは、翌2014年11月16日のことです。翁長知事は、就任後の年明けの1月26日、前知事による埋立承認の経緯について検証するために、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会」を設置します。仲井眞前知事の判断に代置して、同じ沖縄県知事の権限で、「職権取消し」を行うためです（自庁取消）。そして15回の会合を経て第三者委員会は、検証報告書を翁長知事に提出します。知事はこの報告書を判断要素の一部として、公有水面埋立承認取消処分の手続に入ります。

2. 沖縄県と国とのやりとりの経緯

(1) 公有水面埋立承認取消にいたる経緯

翁長知事は、上記のように第三者委員会の検証報告書をもとに承認取消手続に入りました。同時に、その間にも、国との協議につとめました。ところが実際に菅官房長官との面会が実現したのは、2015年4月5日のことです。「官房長官が肃々という言葉は何回も使われる。僕からすると、『問答無用』という姿勢が大変埋立工事に関して感じられて、その突き進む姿は、サン

フランシスコ講和条約で米軍軍政下に置かれた、そのときの最高権力者がキャラウェイ高等弁務官だったのですが、その高等弁務官が『沖縄の自治は神話である』ということをあの当時言った。……なんとなくキャラウェイ高等弁務官の姿が思い出されてきまして、鏡あわせのような（感じがしまして？）私たちのこの 70 年間はなんだったのかなというようなことを率直に思っております」。翁長知事のこの言葉を覚えている方も多いと思います。余談ですが、その後菅官房長官は、「肅々と」という言葉を「淡々と」に言い換えたとのこと。

その後、8月10日から9月9日まで設定された沖縄県と国との集中協議期間を経て、沖縄県知事は承認取消しの手続に入りました。行政手続法に基づく不利益処分ですから、処分の相手方が口頭で意見陳述する「聴聞」という手続が必要です。しかし、承認処分の相手が国である場合は、行政手続法上、この手続が適用除外されています。それではあまりにも手続的な慎重さ、ていねいさに欠けるとして、沖縄県は、聴聞にかえて「意見聴取」を実施しようとした。ところが、国は、「公有水面埋立承認を国の立場ではなく事業者の立場で受けたので、『私人』と同じである」として、「聴聞」の実施を要求しました。9月28日、沖縄県は「意見聴取」の場を設定し、沖縄防衛局に通知しましたが、沖縄防衛局は出頭しませんでした。

そこで沖縄県の側は、弁護士ともいろいろと検討した結果、「聴聞」をやったほうがいいということで、今度は10月7日に、「聴聞」を実施しました。ところがこれに対しても国は出頭しませんでした。そのかわりに、「聴聞を実施したということは沖縄県はわれわれを私人と同等の地位にあると認めた」などと述べていました。

これらのやりとりを経て、10月13日、翁長雄志・沖縄県知事は、沖縄防衛局に対してした公有水面埋立承認処分を、自庁取消しました。

（2）3つの裁判——一人二役を演じる国

承認取消処分は、いわゆる不利益処分にあたります。行政から不利益処分を受けた場合、その処分を回復して、工事が開始できる状態にもどすには、2つの道筋があります。ひとつは、その処分の取消を求めて、行政事件訴訟法にもとづく処分取消訴訟を提起することです。もうひとつは、行政不服審査法に基づく不服審査請求をすることです。

承認処分取消訴訟を提起した場合、地裁判決が出るまでも、通常だと2年近くかかってしまいます。裁判上でその処分の効力をいったん停止するべく、執行停止を求めるにしても、それなりの時間がかかります。そこで国の側は、「これではアメリカとの約束が果たせない」として、より迅速な、できれば沖縄県との係争中において、工事を続行できる方法を模索したと思われます。それが、〈国土交通大臣に対する不服審査請求と執行停止申立て〉だったのです。これだと、事情を理解してくれている（？）同じ内閣の同僚である大臣が、内閣の方針に基づいて判断してくれるのですから、安心です。他人からいじめられた者が助けを求めてその親分に泣きつく、そこで法律上の裁定権力をもっていたのが、若頭だった……まるでそんな図式です。

しかしこのような行政不服審査法にもとづく手続は、一般の国民が不利益処分を受けた場合に適用されるものです。本件の場合は、国策と自治体の施策が矛盾する場合の紛争解決ですから、その関係を規律する地方自治法上の手続によります。実はこちらが本筋です。そもそも国や都道府県、市町村というものは、憲法に基づいて国民の生来・不可譲の基本的人権を保障するために設立されるものです。その設立された国や自治体は、生来・不可譲の基本的人権の主

体ではありえないのです。自然人の権利救済を目的とした行政不服審査法にもとづく紛争解決手段と、基本的人権の享有主体たりえない国と自治体の紛争を解決する手段としての地方自治法上の紛争解決手段という、次元の異なるこの2つが、辺野古紛争において国によって恣意的に使われたのです。

①沖縄県知事の不利益処分に対して防衛局が国土交通相に不服審査請求

沖縄防衛局が事業者として沖縄県から受けた公有水面埋立承認処分が取り消されたら、その承認の対象となる区域内での公有水面埋立てができなくなります。承認が、〈指示の承認時点にさかのぼって〉消滅するからです。

この時点で沖縄防衛局は、10月末から埋立ての本体工事に着工しようとしていました。国は、仮に承認処分が取り消されて、〈無承認状態〉になったとしても、その工事を継続する方法をあれこれと考えていたようです。そのために、上記のように不服審査請求、そして執行停止の申立てをしたのです。行政事件訴訟法 25 条に基づき、「処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない」とされているのです。これを「執行不停止原則」といいます。同条 2 項で、「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」には、裁判所は執行停止をすることができるとしているものの、相当にハードルが高いのです。これに対して、同じ執行停止の制度は、行政不服審査法に 25 条で、「必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で」執行停止をすることができる」とされています。これなら同じ内閣の同僚が審査してくれるので安心です。

「工事を止めることなく沖縄県との法的な紛争を継続させる」、そのために国が選択したのが、行政不服審査法に基づく不服審査請求であり、その執行停止を求めることだったのです。もしも国土交通大臣が、「沖縄県知事の判断に分がある」とでも判断したら、その瞬間に政府の重大な政策と矛盾する判断をすることになります。その瞬間に国土交通大臣は更迭されます。

「なにかおかしいんじゃないの？」——日本中の驚きを集めました。そして予想どおりに、国土交通大臣は 10 月 14 日の不服審査請求・執行停止申立てに対して、異例のスピード「審理」で、27 日に執行停止を認容したのです。辺野古で本体工事が開始されたのは、その翌々日の 29 日早朝のことでした。「執行停止がなされればその期間中の取消の効力が停止するので工事を継続できる」——これが国の作戦でした。この間に 1 日おいたのにも理由がありました。その時点で、国土交通大臣は、翁長知事に対して、地方自治法に基づいて 11 月 5 日を期限に承認取消しを取り消すよう勧告したのです。

行政権の行使として地方自治体の判断が国の判断を食い違った場合、国は、地方自治法 245 条 1 号でいう「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」として、「イ 助言又は勧告」「ロ 資料の提出の要求」「ハ 是正の要求」「ニ 同意」「ホ 許可、認可又は承認」「ヘ 指示」および「ト 代執行」と、グラデーションを付けて、各種の行為をすることができます。このうちの「イ」を、執行停止決定と本体工事着工の間の日に当たる 28 日に行ったのです。

一方では事業者（＝私人）として、他方では国家権力（公人）として、2つの、矛盾する立場を自在に操って、まさしく「手段を選ばずに」辺野古新基地建設をしゃにむに推進する国の姿勢が見て取れます。「ダブルトラック」——行政法学者の世界ではこのように表現されます。国は私人の立場を主張できるか、できるとしても、同時に公人としての立場を背景に紛争解決

を求めることはできるのか、そういった議論がなされました。

②執行停止決定について国地方係争処理委員会に対する審査の申し出

この執行停止決定がなされた場合、工事が始まってしまいます。沖縄県はそこで、11月2日、この執行停止決定について、これもまた自治体側の行政権の行使として、地方自治法に基づいて、国地方係争処理委員会に対して審査の申し出をしました。国土交通大臣による執行停止を、「国土交通大臣が、沖縄県知事による公有水面埋立ての承認取消の効力を妨げることにより上記内閣の方針を実現するとの目的の下、執行停止申立人と一体となって、『執行停止決定』という形式を用いて行った違法な決定である」として、「本来国には審査請求・執行停止の申立資格は認められない」「本件埋立承認出願は『固有の資格』に基づくものである」、「本件関与は、…沖縄防衛局と国土交通大臣が、内閣の一致した方針に従って、沖縄県知事による承認取消しの効力を妨げることを目的として、行審法が想定していない運用方法によってなされたもの、……であり、その実態は、所管の大臣たる国土交通大臣による、地自法245条柱書及び同法250条の13第1項柱書に定める公権力の行使たる関与行為そのものであることから、地自法245条第3号括弧書きにおいて除外されている「審査請求、異議申立その他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為」には当たらない」というものです。

国地方係争処理委員会は、12月24日、「公有水面が国の所有に属しており、国は公有水面の埋立権能を含む包括的な管理支配権を有しているため、国以外の者に対する『免許』と国に対する『承認』とが区別され、国に対する埋立承認には、国以外の者に対する免許に関する条文の一部が適用・準用されていないとも考えられる。そのため、国が一般私人の立ち得ない立場において埋立承認を受けるものであると解することができるのではないかと考えられ」るものの、「国が『固有の資格』において埋立承認を受けるものではないとの結論自体に関しては、確立した判例又は行政解釈に明らかに反しているといった事情は認められないし、国土交通大臣の上記アの主張は、国が一般私人と同様の立場で処分を受けるものであることについての一応の説明となっているということができることからすると、国土交通大臣の判断が一見明白に不合理であるとまでいうことはできない」として、審査の対象とはならないと判断しました。

③国土交通大臣の執行停止の取消を求める訴訟

そこで沖縄県は12月25日、国土交通大臣を被告に、那覇地方裁判所に対して執行停止の取消しを求める訴訟を提起しました。原処分が審査庁によって覆されたことに対して、原処分庁がその取消を求めるというのはいかにも不適法にも見えます。しかし沖縄県は、「埋立承認取消の効力が停止されることによって実際に埋立工事が可能となり、現に工事がなされるという実体法的効果を生じて、……沖縄県に不利益が生じている」こと、および「この侵害に対して抗告訴訟の提起（及びこれに伴う執行停止申立）以外に司法的救済方法はない」として、処分性を主張しつつ、国土交通大臣には沖縄県知事に対する何らの「指揮監督権」も存在せず、「国土交通大臣と沖縄県は、行政主体が異なり、上命下服の関係にあるわけではないから、意思形成における独立性が存することも明らかであ」って、「本件において沖縄県の出訴資格は認められる」としています。

④法定受託事務である公有水面埋立承認処分権限の行使をめぐって国土交通大臣がした「関与」の取消を求める訴訟

さらに翁長知事は、国地方係争委処理委員の却下決定に不服があるとして、執行停止決定の取消しを求めて、福岡高等裁判所那覇支部に対して、国土交通相を被告とした関与取消訴訟を提起しました。

法定受託事務について国に不服審査請求を認めるとしたら、それは私人の権利利益の救済という観点とは相容れないものであるにもかかわらず、沖縄防衛局による公有水面埋立承認出願は「固有の資格」に基づくこと、そもそも私人の権利利益の救済を目的とした行政不服審査法の目的を逸脱した行政権の濫用として違法であること、等がその理由です。

⑤公有水面埋立承認取消しの取消しを取り消さない知事の事務処理の違法性を是正する代執行訴訟

国は、10月28日の「勧告」、11月9日の「へ 指示」のあとで、いきなり11月17日、地方自治法に基づく「関与」として、沖縄県を相手取って代執行訴訟を提起しました。

「法定受託事務」、すなわち地方自治法2条9項において「法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの」、および「法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの」は、それぞれ第1号法定受託事務、および第2号法定受託事務と呼ばれます。この場合、公有水面埋立免許または承認処分権限は、都道府県知事の第1号法定受託事務にあたります。

この場合、第1号法定受託事務に関する都道府県知事の裁量権が、国の考えと食い違う場合に、その調整が必要となります。公有水面は、明治時代以来「官有」とされてきました。そこに港湾やコンビナートなどの施設を建設するのは、「国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」かもしれません。しかしそれでも、都道府県という地方自治体にその事務配分、すなわち第一次的な裁量権限が配分されているのです。それは、海面に権利を有する者、すなわち漁業者等との利益調整を図るものであり、それは他方で、知事による環境保全義務があることの反映でもあるのです。

このように、いくら国策であったとしても、都道府県知事に第一次的な裁量権が配分されている以上、国はそれを尊重しなければなりません。その対立をいかにして解決するのが問われます。この場合、地方自治体の長の権限行使に対して国家権力が否定的な立場で「修正」を図ることを「関与」といいます。すなわち、「関与」とは、国家権力による地方自治権の制限・侵害に他なりません。

そこで、地方自治法245条の2は、このような国家による権限行使を一定部分で制限するために、「関与法定主義」を定めています。そこでは、「法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない」とされているとおりです。しかも「関与の基本原則」として、同245条の3第1項は、「その目的を達成するために必要な最小限度のものとする」とともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない」としています。代執行についてはとくに、同2項で「国

は、できる限り」、「行為を受け、又は要することとすることのないようにしなければならない」として、その権限行使を限定的なものとすべきとしているのです。

それを、いきなり国は、きなり地方自治法 245 条の 8 第 1 項の是正の指示と同 2 項の「勧告事項の指示」を実施し、そのうえで代執行訴訟を提起したのです。

(3)「オールジャパンで協議を」——「3・4 和解」の意義

事態が激動したのは、2016 年 3 月 4 日のことでした。福岡高等裁判所那覇支部でこの件を担当する多見谷寿郎裁判長により、沖縄県と国との和解が裁判上で成立したのです。ちなみに多見谷裁判官は、かつて名古屋地方裁判所で多くの労働裁判を担当し、「和解の多見谷」の異名をとった人物なので、ご存知の人も多いと思います。

和解の内容は――。

第 1 に、沖縄県および国は、その提訴した 3 つの裁判をそれぞれ取り下げ、第 2 に沖縄防衛局長は、不服審査請求及び執行停止申立てを取り下げて、埋立工事を中止する。第 3 に、国・国土交通大臣は沖縄県に対して、埋立承認取消処分取消しに対する、「へ 指示」から始めて、沖縄県はこれに不服があった場合に、指示の日から 1 週間以内に、国地方係争処理委員会への審査申出を行う。ただし、第 4 に、国および沖縄県は、国地方係争処理委員会の審理判断が迅速に行えるように全面的に協力し、第 5 に、国地方係争処理委員会が是正の指示を違法でない判断した場合には、沖縄県は、審査結果の通知の日から週間以内に地方自治法に基づく是正の指示の取消訴訟を提起し、これに対して第 6 に、国地方係争処理委員会が是正の指示が違法であると判断した場合に、その勧告に定められた期間内に国が勧告に応じた措置を取らないときは、沖縄県は、その期間が経過した日から 1 週間以内に地方自治法に基づく是正の指示の取消訴訟を提起する。第 7 に国および沖縄県は、是正の指示の取消訴訟の受訴裁判所が迅速な審理判断を行えるよう全面的に協力する、としています。さらに第 8 に、国、沖縄防衛局、および沖縄県は、是正の指示の取消訴訟判決確定まで普天間飛行場の返還および本件埋立事業に関する円満解決に向けた協議を行う。そして最後に第 9 に、国、沖縄防衛局、および沖縄県は、是正の指示の取消訴訟の何らかの判決が確定した後は、直ちに、同判決に従い、その主文およびそれを導く理由の趣旨に沿った手続を実施するとともに、その後も同趣旨に従って互いに協力して誠実に対応することを相互に確約する、としています。

なぜこのような和解が成立したのかが問題です。そもそも和解期日の 3 月 4 日の前の週の曜日の 28 日は、白藤博行・専修大学教授をはじめとする行政法の専門家を迎えて緊急シンポジウム「辺野古裁判で、問われていること」が開催され、翁長雄志知事も参加しました。しかしその際には、弁護団も知事も、まったく予想だにできなかったようなのです。そもそも国の側は、絶対的に裁判に勝てると思っていたようなのです。

しかしその後、多見谷裁判長による和解勧告文が公表されました。それによると、以下のような記載があります。

「平成 11 年地方自治法改正は、国と地方公共団体が、それぞれ独立の行政主体として役割を分担し、対等・協力の関係となることが期待されたものである。このことは法定受託事務の処理において特に求められるものである。同改正の精神にも反する状況になっている。／本来あるべき姿としては、沖縄を含めオールジャパンで最善の解決策を合意して、米国に協力を求め

るべきである。そうなれば、米国としても、大幅な改革を含めて積極的に協力をしようという契機となりうる。そのようにならず、今後も裁判で争うとすると、仮に本件訴訟で国が勝ったとしても、さらに今後、埋立承認の撤回がされたり、設計変更に伴う変更承認が必要となったことが予想され、延々と法廷闘争が続く可能性があり、それらでも勝ち続ける保証はない。むしろ、後者は、知事の広範な裁量が認められて敗訴するリスクは高い。仮に国が勝ち続けるにしても、工事が相当程度遅延するであろう。他方、県が勝ったとしても、辺野古移設が唯一の解決策だと主張する国がそれ以外の方法はないとして、普天間飛行場の返還を求めないとしたら、沖縄だけ米国と交渉して普天間飛行場の返還を実現できるとは思えない」。

そこで、「被告は埋立承認取消を取り消す。原告(国)は、新飛行場をその供用開始後 30 年以内に返還または軍民共用空港とすることを求める交渉を適切な時期に米国と開始する。返還等が実現した後は民間機用空港として国が運営する。原告(国)は、埋立工事及びその後の運用において、周辺環境保全に最大限の努力をし、生じた損害については速やかに賠償することとする。国は、普天間飛行場の早期返還に一層努力し、返還までの潤は、特段の事情変更がない限り、普天間爆音訴訟一審判決の基準に従って、任意に損害を賠償する。被告(県)は、原告(国)がそれらを遵守する限りにおいて埋立工事及びその後の運用に協力する」とする「A案」と、「原告は、本件訴訟を、沖縄防衛局長は原告に対する行政不服審査法に基づく審査請求をそれぞれ取り下げる。沖縄防衛局長は、埋立工事を直ちに中止する。原告と被告は違法確認訴訟判決まで円満解決に向けた協議を行う。被告と原告は、違法確認訴訟判決後は、直ちに判決の結果に従い、それに沿った手続を実施することを相互に確約する」とするB案とが示されたのです。結果は、B案でした。翁長知事が公有水面埋立処分を自庁取消ししたのは、翁長知事の判断過程において、公有水面埋立法4条所定の要件を充足していないために瑕疵があると判断したことによります。

その意味では、翁長知事が、仲井眞前知事の判断になりかわって「自庁取消しした」のであれ、仲井眞前知事の判断を前提としてそこに権限の踰越・濫用があったのかのみを判断したのであれ、結果的に時計の針は、公有水面埋立承認取消しがあった2015年10月13日時点にもどり、いったん〈承認がない状態〉にもどりました。実質的に、沖縄県の主張通りになりました。

多見谷裁判官はなにゆえにこのような和解を成立させたのでしょうか。いろいろな邪推は可能ですが、私は、多見谷裁判官は、地方自治法に違反する判決を書くのを拒否したのだと考えています。そもそも多見谷裁判官が福岡高裁那覇支部に異動したのは、この裁判の直前でした。巷では、国が送り込んだのではないかとささやかれました。そこで多見谷裁判官が裁判官として選択する道は、何らかのかたちで国を勝たせることであったはずです。しかし、裁判を担当するなかで、沖縄県側から指摘される、とくに法定受託事務についての地方自治法上の規定およびその原則に触れるなかで、「いくら何でもいきなり代執行訴訟を提起してはならないのではないか」「このままでは自分が地方自治法に違反する判決を書かされる」といった、裁判官ならではの職務上のプライドとの抵触を感じたのではないのでしょうか。さらには、そのような地方自治法に違反する判決を書いてしまった場合に、上告審である最高裁によっていとも簡単に覆されるという屈辱を味わうとともに、自分のキャリアに傷がつくのではないかと考えたのではないのでしょうか。

「裁判所の視点で考えると、『和解』は国の手続的誤りを指摘・是正すると同時に、国と地方公共団体の間の紛争を『法が本来予定する手続』に差し戻すという目的を有していたものと位置づけられる」^{*2}といわれています。それに対して、政府目線でみると、「裁判所が適法だと考える別訴でもって埋立承認取消処分の取消しを実現するといった方針へと法廷戦術を切り替え、敗訴のリスクを回避した」(本多滝夫)のです^{*3}。ともあれ、沖縄県民と沖縄県、そしてこの裁判を支援するわれわれ(総)行政法学は、貴重な大勝利を挙げることができました。

こうして、時計の針はいったん承認処分の有効性が消えた状態である2015年10月13日時点にもどり、工事は中止されました。その後、本稿執筆時点である2016年9月11日段階においても、海上工事は止まったままになっています。

さて、和解にもどります。和解条項によれば、「第3に、国・国土交通大臣は沖縄県に対して、埋立承認取消処分の取消しに対する、『へ 指示』から始めて、沖縄県はこれに不服があった場合に、指示の日から1週間以内に、国地方係争処理委員会への審査申出を行う」とのことでした。そしてその間も、「第8に、国、沖縄防衛局、および沖縄県は、是正の指示の取消訴訟判決確定まで普天間飛行場の返還および本件埋立事業に関する円満解決に向けた協議を行う」ということになっています。

事態が再び動いたのは、和解が成立した3月4日の金曜日の週明けの7日の月曜日です。国土交通大臣は、何はなくともまず「是正の指示」をしてきたのです。

しかし同時に、別の問題が発生しました。「是正の指示に理由が記されていない」——2016年3月14日の翁長知事の記者会見です。地方自治法249条は、「当該是正の要求等の内容及び理由を記載した書面を交付しなければならない」としています。これは行政手続法理においても理由附記の法理として論じられたところであり、判例上も、最3小判1985年1月22日のように、不利益処分を根拠付ける条文を引用するだけで足りず、理由付記の趣旨は、「処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨に出たもの」であることから、その理由を書かなければならないとされています。この判決では、日本赤軍のメンバーに旅券を発給しなかった事案につき、根拠条文のみを示すのみの記載にとどまっていたことから、旅券発給拒否処分そのものが違法とされました。

3月7日付けの是正の指示に対して、沖縄県は和解条項にしたがって、14日に国地方係争処理委員会に審査の申出をしました。ところが3月16日、国土交通大臣は「撤回」と称して、3月7日付けの是正の指示を引っ込めるとともに、今度は理由が記載されている「是正の指示」をしてきました。沖縄県は23日、あらためて国地方係争処理委員会に審査の申出をしました。

日本の国の役人というものは、法律を自分が使いやすいようにつくって自分で国会で成立させ、そして使い勝手に応じて「適切に」運用していると思われています。しかしどうも今回は

*2 新垣勉「代執行訴訟和解の意味と今後の争点」自治と分権64号(2016年7月)66ページ。

*3 新垣は、『関与』訴訟を担当する高裁が国に審査請求等の取下げを求めたことは、裁判所が同請求等は『不適法』であり、これを見逃してなされた国交大臣の執行停止決定が『違法』であると判断していたことを示すものと受け止められている」とする。新垣勉「代執行訴訟和解の意味と今後の争点」自治と分権64号(2016年7月)65-66ページ。

違うようです。地方自治法違反の判決の執筆を裁判官に強要する、あるいは理由の書かれていない是正の指示を適法なものとして認めさせるなどなど、どうも何かがおかしいのです。

いずれにしても、これで、「和解」に引き続いて沖縄県は、実質的に2勝目です。

(4) 国地方係争処理委員会決定の意義

そして国地方係争処理委員会。同委員会は、今度は「一見明白に不合理であるとまでいうことはできない」とはいいませんでした。

「国と沖縄県の両者は、普天間飛行場の返還が必要であることについては一致しているものの、それを実現するために国が進めようとしている辺野古沿岸域の埋立てによる代替施設の建設については、その公益適合性に関し大きく立場を異にしている」。しかし、「両者の立場が対立するこの論点について、議論を深めるための共通の基盤づくりが不十分な状態のまま、一連の手続が行われてきたことが、本件争論を含む国と沖縄県との間の紛争の本質的な要因であり、このままであれば、紛争は今後も継続する可能性が高い」こと、そのために「当委員会としては、本件是正の指示にまで立ち至っているこの一連の過程を、国と地方のあるべき関係からかい離しているものとする」とする

そのうえで、「本件についてみると、国と沖縄県との間で議論を深めるための共通の基盤づくりが不十分な現在の状態の下で、当委員会が、本件是正の指示が地方自治法第245条の7第1項の規定に適合するか否かにつき、肯定又は否定のいずれかの判断をしたとしても、それが国と地方のあるべき関係を両者間に構築することに資するとは考えられない」ために、「当委員会としては、本件是正の指示にまで立ち至った一連の過程は、国と地方のあるべき関係からみて望ましくないものであり、国と沖縄県は、普天間飛行場の返還という共通の目標の実現に向けて真摯に協議し、双方がそれぞれ納得できる結果を導き出す努力をすることが、問題の解決に向けての最善の道であるとの見解に到達した」として、沖縄県と国との間の協議の継続を勧告しました。

是正の指示は違法か法的か、行政法学をリードする小早川光郎・成蹊大学教授を委員長にする国地方係争処理委員会は、国の行政機関としてどのような判断をするのかなど、注目されていました。結論は、「話し合いの継続の勧告」です。国と地方公共団体は、「本来、適切な役割分担の下、協力関係を築きながら公益の維持・実現に努めるべきものであり、また、国と地方の双方に関係する施策を巡り、何が公益にかなった施策であるかについて双方の立場が対立するときは、両者が担う公益の最大化を目指して互いに十分協議し調整すべきものである」としたのです。

「国と沖縄県の両者は、普天間飛行場の返還が必要であることについては一致しているものの、それを実現するために国が進めようとしている、辺野古沿岸域の埋立てによる代替施設の建設については、その公益適合性に関し大きく立場を異にしている。両者の立場が対立するこの論点について、議論を深めるための共通の基盤づくりが不十分な状態のまま、一連の手続が行われてきたことが、本件争論を含む国と沖縄県との間の紛争の本質的な要因であり、このままであれば、紛争は今後も継続する可能性が高い」——国地方係争処理委員会が国による是正の指示の違法または適法性を判断したとしても、問題の解決にならないと考えたのです。

「国と地方の双方に関係する施策を巡り、何が公益にかなった施策であるかについて双方の

立場が対立するときは、両者が担う公益の最大化を目指して互いに十分協議し調整すべきものである。地方自治法は、国と地方の関係を適切な役割分担及び法による規律の下で適正なものに保つという観点から、当委員会において国の関与の適否を判断するものとすることによって、国と地方のあるべき関係の構築に資することを予定している」——この箇所は、小早川委員長の面目躍如といったところでしょうか。

委員会での審議は、困難であったと伝えられています。一部「和解条項」に依拠しつつ、地方自治法に基づく国と地方自治体との関係のあり方に言及しつつ、その協議の継続を勧告するにとどめて、それでいて当初期待された違法または適法性を判断しないというのは、ある意味でぎりぎりの判断だったと思います。この点、武田真一郎氏は、埋立ての再申請を勧告するのも可能であったのではないかとします^{*4}。琉球大学の徳田博人さんは、「実質的に沖縄県の勝利」とします。これで3勝目です。

(5) 不作為の違法確認訴訟

その後、双方の出方が注目されていました。国の側も、沖縄県が是正の指示の取消訴訟を提起するのを待っていました。しかし県の判断は違っていました。国地方係争処理委員会の勧告にしたがって国の側が協議に応じてくれば、不毛な訴訟は避けられると判断したからです。もはや不服がなくなったのですから、それで取消訴訟を提起したとしたら、訴権の濫用でもあります。沖縄県には、「提訴の権利もない」のです^{*5}。「協議前置主義」——本多滝夫さんは、日弁連の研究会の報告でこう表現しました。沖縄県は6月24日、安倍総理大臣、菅官房長官、岸田外務大臣、および中谷防衛大臣に対し、協議の要請をしました。和解条項5および6は、いずれも沖縄県の側からの訴訟提起を規定していたため、違法とも適法とも判断しない国地方係争処理委員会の判断にもとづく訴訟は、射程外だったのです。

これらのとりくみを横目で見ながら国は、沖縄県の側が訴訟提起しないことを口実に、「委員会が……審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該普通地方公共団体の長……が……当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき」に該当するとして、「当該是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の不作為（是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の行政庁が、相当の期間内に是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じなければならないにもかかわらず、これを講じないことをいう……）に係る普通地方公共団体の行政庁を被告として」、7月22日に、地方自治法251条の7第1項2号イでいう「地方公共団体の不作為の違法の確認」を求める訴訟を提起しました。

本稿執筆時点の9月11日は、まさにその判決期日である16日の直前にあたります。裁判長は、和解を担当の多見谷寿郎さんです。どのような判断がされるのか、注目が集まっています。

この点で、国の側の訴状は、「請求の趣旨」として、「原告が被告に対して平成28年3月16日付け『公有水面埋立法に基づく埋立承認の取消処分取消について(指示)』（国水政第102

*4 武田真一郎「辺野古新基地建設と国地方係争処理委員会の役割」『辺野古訴訟と法治主義』（日本評論社、2016年）136ページ。

*5 本多滝夫「和解と国地方係争処理委員会決定の意義」『辺野古訴訟と法理主義』（日本評論社、2016年）38ページ。

号)によってした地方自治法 245 条の 7 第 1 項に基づく是正の指示に基づいて、被告が公有水面埋立法 42 条 1 項に基づく埋立承認(平成 25 年 12 月 27 日付沖縄県指令土第 1321 号、沖縄県指令農第 1721 号)を取り消した処分(平成 27 年 10 月 13 日付沖縄県達土第 233 号、沖縄県遥農第 3189 号)を、平成 28 年 3 月 23 日までに取り消さないことが違法であることを確認する」としています。この場合、第 1 に、この 3 月 16 日から 23 日という 1 週間が「相当の期間」といえるほどに手続を尽くしうる期間といえるのかどうか、第 2 に、沖縄県はこの期間において国地方係争処理委員会の手続をとっているにもかかわらず、その期間が「相当の期間」に算入されるのかなどが問題となります。別途で紛争解決をはかる努力をしている最中に、そのことをあたかもなかったかのようにして裁判の口実とすることが許されるのでしょうか。「何と無法な!」。9 月 3 日に開催された日本科学者会議の第 21 回総合学術研究集会の分科会の席上で、会場参加者から発せられた言葉です。まさに無法そのものです。

多見谷裁判官は、以前の 3 つの訴訟を 1 つに集約して、なおかつその際の明らかな国の側の違法性を除去して、そのうえで適法な裁判をし、そして地方自治法に違反しない判決を書きたいと考えたはずです。今回その裁判官の思いがどのように判決に反映されるのが、最大の焦点です。

おわりに

不作為の違法確認訴訟は、8 月中わずか 2 回の尋問で結審しました。これ自体、異例のスピード審理です。こんなことで事案の本質が明らかになるのかおおいに疑問です、これで裁判官が真実を見抜きうるのでしょうか。

いずれにしても、9 月 16 日の判決後、最高裁への上告が予想されます。また、アメリカ軍基地の用地を造成するに際して、行政上に必要な手続は公有水面埋立だけではありません。河川の付け替えや遺跡調査などもあります。サンゴの移植なども問題です。さらには、公有水面埋立承認処分にしても、その後の何らかの工事実施上の瑕疵等があった場合に、その処分庁である都道府県知事は、後発的な事情変更を根拠に、承認を「撤回」できます。いずれにしても、裁判で解決はできないのです。いずれにしても、国と県が真摯に協議しないことには解決しないと思われます。

日本国憲法に基づいて創設された日本国は、現段階で「法治主義」を採用しています。しかし、本稿で紹介したように、国の側は法律を無視して、「実力の支配」「人治主義」へと傾斜しているようです。その他の分野でも、本来国家権力の権限を根拠づけ、その範囲を確定するために制定された法律、すなわち国家権力の権限行使の限界を定めた法律が、逆に国民の権利を国家がいいようにしぼる道具として理解されているように思われてなりません。政府のレベルでは、すでに日本国は近代国家たることをやめてしまって、「長い歴史と伝統」のなかで育まれた、クニへと退化してしまっているのでしょうか。そのことが、この一連の紛争を通じて垣間見えてくるのです。多見谷裁判官は、「違法な判決」の執筆を強制されるのでしょうか。歴史がページをめくる瞬間——宮本百合子『播州平野』の一節です。この閉塞感満載の時代、私たちは、今まさに、この歴史的瞬間に遭遇しているといえます。

まえだ さだたか 所員 / 三重大学人文学部

鈴木富久さんを偲んで

猿田 正機

このところ何かと忙しく、労間研には時々、所員会議や理事会に出る以外、ほとんどご無沙汰している。労働会館には時々行っているが、私大教連や健康センターの用事で行くことの方が多くなっている。今回は、研究所の閉鎖が身近に迫っているということもあり、ぜひ参加しなくてはと思って参加した。会議の議題の「会員の動静」をみると、逝去：鈴木富久（桃山学院大）とあり、大変びっくりした。彼とは、今は、住む場所（大阪と愛知）も専門も違い普段は、ほとんど会う機会はなかった。

彼自身が生前に書いたプロフィールには次のように書かれている。「1960年代には、現場労働に従事していたが、その体験を基礎に労働社会科学研究を志し、1970年代、退職して大学・大学院に進学。1980年代は、当時の『職業・生活研究会』の一員としてトヨタ自動車と豊田市の調査研究に参加。1990年代には、以前からそれと平行して進めていたグラムシ研究に比重が移り、現在にいたる。労働社会学の領域では、企業を中心として成り立っている現代日本社会の動向に関心が拡がっている」。

鈴木さんと最後にお会いしたのは、春日井市での山下東彦さんの「葬儀」と中京大で開催した「偲ぶ会」の時である。友人代表として読まれた「弔辞」や「偲ぶ会」でのお言葉には親友・山下さんへの深い思いが込められており、心を打たれた。その内容は、鈴木富久「山下さんを追悼するー労働運動とその研究に捧げた生涯ー」（名古屋哲学研究会『哲学と現代No.27』2012年2月）にも掲載されている。

私は、山下さんとは、愛知へ赴任してきて以来、トヨタ研究やスウェーデン研究でずっとご一緒させていただいた。住んでいるところが近かったこともあり、研究会などの帰りの電車でご一緒することも多く、そういう時に、山下争議の話をよく聞いた。鈴木さんと知り合ったのは山下さんを通じてであり、当時は、まだ、大学院生ではなかったかと思う。私が、国内留学ということで大学を留守にした時のゼミを彼に頼んでやってもらったことを思い出す。鈴木さんは山下さんとは石播争議以来の友人で、数人でグラムシ研究会などもやっていたようだ。私は、グラムシに大変興味はあったが、研究会に入っていたわけでもなく、真面目に勉強したこともなかったのもので、当時、私も住んでいた春日井市の喫茶店で三人で話し合った時も、話し手はもっぱら鈴木富久さんで、山下さんと私はほとんど聞き役で、大変学ばせていただいたことを思い出す。また、名市大で行なわれた鈴木富久著『グラムシ「獄中ノート」の学的構造』（御茶の水書房、2009年）の合評会には20名ほどが参加し活発な議論が行われたが、今は遠い思い出である。豊田市・トヨタ研究は三人共通の話題なのでいつも大いに話が弾んだ。お二人が亡くなったことの喪失感は大きく、長い年月の流れを感じる。

鈴木富久さんは、愛知労間研の永年の会員であり、『所報』にも投稿して意見を述べてくれるなど研究所にとっても貴重な存在であった。私とは、電話などでもぎっくばらんに話し合える間柄ではあった。労働社会学会の設立当初の立命館大での大会の際に、一緒に昼食をしながら、いろいろな愚痴を聞いたことも思い出す。私は、愛知に来たときには、地元を知り合いは一人もいなかったが、その後、多くの友人に恵まれ、彼らに支えられて人生を送ってきた。鈴木富久さんもそのなかの1人である。心から感謝の意を表すとともに、ご冥福をお祈りしたい。

さるた まさき 研究所理事・愛知健康センター理事長

愛知労問研 189号読後所感

今村 浩一

編集部から所報189号への紙面批評を依頼された。一読者の私には全体に通曉した内容を記す能力も才能もないが、かつて鉄鋼業の工場労働者としていやがおうにも労働問題に関わった1980年代の経験をもとに吉田豊氏の報告や水野有香氏の書評、先の参議院選挙の結果報道記事などをもとに青年像、労働組合と福祉・選挙などの感想を縷々述べてみたい。

私は1959年生まれ、1978年に同志社大学経済学部に入學し、4年後に卒業している。元外交官で人気作家の佐藤優氏とほぼ同時代に同じ学窓で学んでいた。といっても佐藤氏のような濃密な学生時代を送ったわけでもなく、近代経済学、マルクス経済学に関わる専門科目の単位は一応取得したものの、経済体制については深く考察もせず、生活のためにバイトにも追われていたいささか中途半端な学生だった。当時、シラケ世代とか三無主義（無気力、無責任、無関心）とかいわれた。本人はそれを否定していたもののその申し子であったのだ。

卒業後は、採用試験に合格し高校で教えるつもりであったが、両親に猛反対され、やむなく製造業（鉄鋼業）に就職した。

吉田豊氏「青年が病んでいる」の中で現在の若者像についてかなり否定的に述べている。時代は30年以上さかのぼるが、はなはだ自主性のない進路選択をした私は、お世辞にも「今時の若い者は……」とはいえない恥ずかしい立場であった。ただ、東京ぼん太の自虐的ギャグではないが、高度経済成長の終焉した時期であっても、プレバブル期の当時はまだ「夢もチボー（希望）も」あり、将来にはある程度展望が持てたという点で今とは大きな違いがあった。吉田氏が言及している現在の若者がまさに「夢もチボー（希望）もないね」と言わざるを得ないところに経済環境、社会構造の危機の深刻さがある。

不本意ながら工場労働に従事する立場になった私だが、現場の世界は相当スリリングで、世間知らずな学生時代とは得難い経験を数多くすることができた。水野氏の書評にある猿田正機編「トヨタの躍進と人事労務管理：「日本的経営」とその限界」の本を読んだが、その中でも櫻井善行氏の企業福祉の関する章で、往時の出来事が思い出された。

入社当時、製造業は他業種に比べて賃金水準が低いと思っていた。ただ、寮生活を経験する中で、法定福利や法定外福利について考察する機会に直面し、表面的な賃金水準が全てでないことを実感することになった。寮生の私は衣食住のうち、食住が法定外福利のおかげで安価に享受でき、衣も工場勤務は作業服なのであまり頓着せずに暮らせた。実際、1カ月を数万円で過ごすことができた。当時、年利が約7%あった社内預金には300万円限度のマル優枠があり、利息が付く時期には限度額オーバーで何人もが強制的に超過分の払戻しになっ

た光景を目にした。40代の独身の寮生活者で金融資産が数千万円あるなどの豪勢な話も耳にした。高卒でたたき上げの直属の係長からはパワハラまがいの侮蔑も受けたが、冷静に考えてみると、職場の高学歴化のなかで高卒事務系係長のビミョウな立ち位置が背景にあり、その軋轢が係長の発言・言動につながっているだと考察させてくれた。

私の勤めていた会社の労働組合ではユニオン・ショップ制が採用され、工場配属が決まるとともに自動的に総評系の労働組合員になった。労働問題の教科書でしか知らなかった労働組合の世界に足を踏み入れることになった。製造業の職場では男女比でいうと、圧倒的に男性が多い世界である。事務職の女子と現場の男子をマッチングさせる機能が製造業の労働組合にあることを知ったのは新たな発見であった。

先の参議院選挙では、「改憲勢力」が3分の2に達し、1強多弱が固定化されてしまった感がある。1980年代の往時は保革伯仲が標榜され、今から思えば牧歌的な時代であった。私の所属していた労働組合は組織内地方議員も擁していたので、国政、地方を問わず選挙の時は、組織末端の一組合員であっても動員に駆り出され、選挙カーの運転をしたこともある。そのかげで総評系の組合運動の一端を知ることもなった。

1980年代の終了とともに、工場勤務の限界を感じ、会社を退職することになった。そこには「夢もチボー（希望）もな」くなったことが底流にあった。もしもこのまま中途半端なまま勤務を続行していたら、おそらく31歳か32歳で過労死していたかもしれない。その後、専門学校の専任教員を経て、高校教員に転職することになった。いわば、初心を貫徹したわけだが、その高校教員生活も四半世紀を数えた。

最後になるが、経済学は30代のときに夜間開講の社会人大学院（名古屋市立大学）でも学んだが、多忙に紛れていささか中途半端に終わってしまった。経済学部卒業生としてはいささか恥ずかしい限りである。池上彰氏や佐藤優氏が著書で示唆しているように、経済体制について、今の時勢だからこそ深く学ぶ必要がある。ちょうど57歳の誕生日を迎え、あと3年もすれば還暦になる。

「60の手習い」ではないが、そのためには『資本論』を紐解いてみたいと考えている今日この頃である。

いまむら こういち 名古屋市立大学大学院経済学研究科研究員

書籍紹介 科学としての会計学「内部留保の研究」

内部留保と内部留保分析の理論的展開

富田 偉津男

1 はじめに

1970 年代初め業績悪化により解雇された金属関係労働者の裁判闘争で、貸借対照表分析により、正味財産は多額にあり解雇不当との証言を行った。同 70 年代中期にサリーマン減税同盟の集会に参加し、トヨタの退職引当金等や租税特別措置法による減税による内部留保の巨大さを発表した。その後愛知民報の記者の取材からアカハタ日曜版掲載にまで発展した。この記事はそれなりの話題を呼んだが、国会議員からの異議により中途から他の記事に差し換えられた思い出があり、自己流の内部留保分析は私の原点である。その後全国税税研集会などで法人税法・租税特別措置法による減税分析が盛んになり、「不公平な税制をただす会」が 1977 年 1 月に発足、現在でも大企業減税分析(試算)は「福祉と税金」誌で活発に続けられている。

事務局から「書評」を書けと命ぜられたが、著名な学者の皆さんが書かれた論文の批評はとても恐れ多く、以下紹介という形で「所報」読者を念頭に置いて紹介する。

現代日本における「批判会計学者」の総結集により生まれた本書は、本文 464 頁の大著であって愛知労問研の谷江教授が小栗崇資氏他と共に編著されたものである。

本書は 2 部構成で、第 1 部第 1 章「内部留保分析の現代的展開」は、内部留保の分析方法、活用可能かなどを軸に、「内部留保論」「内部留保分析」を概括している。

第 2 章利益概念の多様性と内部留保、第 3 章内部留保論の形成と展開は、70 年代 80 年から 90 年代にかけての内部留保論や論争が紹介されてる。労働大臣を巻き込んだ「財界と全労連の内部留保論争」や「増大する内部留保と 21 世紀日本資本主義」を分析した大木教授論文の紹介などは、労働運動指導者にとって今日的課題としても興味がわくだろう。

第 5 章は法人税制と内部留保は資本金が増大すればするほど法人税負担率が低くなり、フローベースから見ても租税負担率が低くなることが実証されており、大企業減税試算分析を含め内部留保分析をめざす実務家は、第 16 章「上場企業の内部留保分析」「第 17 章」と共に、この分析方法が参考になる。

第 2 部 6 章から 14 章までは各論が展開され、引当金、減価償却、退職給付引当金、資本剰余金、自己株式、内部留保計算のうちいくつかの各章は運動家・実務家にとって有益かつ刺激的である。

第 3 部は現代的課題としての内部留保の実態と活用が論じられ、第 15 章では内部留保の現段階とその活用、第 16 章上場企業の内部留保分析は、極めて平易に述べられており、労働運動指導部にとって大いに参考として活用されるべきであろう。第 17 章内部留保分析から見た日本資本主義の特質で法人企業統計を用いた内部留保分析が行われている。どの章も所報読者や実務家にとって興味深く読める。

2 「内部留保分析」の概括

① 内部留保概念と内部留保分析への発展

第1章は2章から17章までの問題意識を概括したものである。第1章を読み解くことによって各章の理解が容易になる。

内部留保は資本蓄積を会計面からとらえる概念であり、企業内部への利潤の積立をあらわすもので、これを基礎に様々な面から内部留保の分析を行っている。そして今日では資本の蓄積が生産資本として投下されるだけでなく、金融投資として投下されている。この点、私の拙論「トヨタの15年3月決算内部留保の投資形態で、金融資産が総資産47.7兆円のうち未収金を除く金融債権15.5兆円、投資有価証券10.3兆円計25.8兆円で総資産の54%を占め、金融収益は1兆6千億円に上る」（内部留保の視角「税制研究」）は、この主張の正当性を実証するものである。

今日の金融資本主義的段階においては、資本の蓄積概念をより拡張してとらえる必要があり、内部留保は公表利益だけでなく、隠れた実質的内部留保すなわち会計制度や税制（第5章）による内部留保が分析対象となる。

内部留保をめぐる諸問題は、「秘密積立金」「利益の費用化」「引当金」論など、戦後日本資本主義の発展にとって会計制度が果たした役割は大きく、その分析を通じて「内部留保分析」論に発展し、論争が多角的に行われた。この論争は1970年代に活発に行われ、その内容は第3章で谷江教授が詳細に論じられている。

② 利益留保と資金留保

批判会計学の内部留保論は、企業の利益操作や隠ぺいを批判する立場であって、費用性を有しない引当金や資本調達時の資本剰余金（プレミアム）を利益の留保として把握する。資本剰余金は第11章で詳説されている。

減価償却は資金留保であって、利益留保ではないとされてきたが、現行法人税における減価償却耐用年数は短く、過大償却となっている。減価償却は、利益留保と資金留保の要素があり、過大償却が利益留保となる。この点を明確に示すのはアベノミクスを推進するため、2014年1月から2016年3月までの生産性向上設備の取得については、経産省の認定により建物・機械等の取得価額全額を即時償却できる特別措置があった。また2017年3月までに同設備取得により取得価額の50%償却の特別措置が象徴的である。私も顧問先中小企業5件にこの制度をすすめ多大な利益の費用化を行い喜ばれた。このような過大償却が内部留保を形成する。なお、減損損失、資産除去債務は現代会計学で主張され法定化されたものであるが、専門的事項であるので省略する。

③ 内部留保の全体像

貸借対照表の借方（左側）は、資金の運用を表し、現金預金、有価証券など短期のあいだに現金化できる流動資産、減価償却などで長期に回収する有形固定資産、投資その他の資産などで構成されてる。長短期は1年基準である。

貸方（右側）は負債（諸引当金を含む）と純資産があり、純資産は資本金、資本剰余

金、利益剰余金棟で構成されている。内部留保は、借方資産合計から、引当金を除く貸方負債を差し引いたものが純資産すなわち内部留保である。

この内部留保を生む計算は、第 1 に損益計算の過程から生ずる。収益－費用＝利益で、租税、役員賞与、株主配当を差し引いたものが内部留保となる。さらに利益の費用化により内部留保が生ずる。引当金や特別法上の準備金は、日本銀行の「主要企業分析」や財務省の「法人企業統計」でも内部留保とされている。日銀・財務省でも隠れた利益留保論を認めた留保計算を行っているのである。

第 2 に資本計算の過程からの内部留保であって、プレミアムは資本であるか、利益であるかの論争が行われてきたが、2006 年の商法・会社法の改正により、資本剰余金は配当可能利益として位置づけられ、実際にサンリオが資本剰余金の取り崩しによって配当を行った。ネスレは国際会計基準により資本剰余金と利益剰余金の区別は行っていない、ソニーは 1981 年額面株式の廃止によって、払込資本金の 50% を資本剰余金に振替えることによって、資本剰余金が多額に上るなどが、第 11 章資本剰余金で述べられている。批判会計学の主張が日銀・財務省の公的発表から裏付けられ、その正当さを裏書きしている。通用の会計学はこれらの時代変化に遅れている。

第 3 は財産計算、すなわち時価評価会計が適用され、時価評価により評価差額が生ずる。この評価差額〔未実現損益〕を内部留保とすべきとする論点を、大橋氏の説を援用しているが、第 1 章の中で最も論拠が弱くこの点はさらに補強の必要があると思われる。なお減損損失と内部留保は第 9 章で論じられている。

3 法人企業統計における内部留保

法人企業統計は内部留保を、利益内部留保、引当金、特別法上の準備金、その他の負債等の対象事業年度中の増減額の合計額としている。減価償却以外の内部資金はすべて内部留保と位置付けているが、本書ではその他の負債等の増減は内部留保としない。

法人企業統計の分析については第 17 章内部留保分析から見た日本資本主義の特質において、法人企業統計・大企業における内部留保の特質と問題点が論じられており、実務家・労働運動指導部の皆さんにとって大いに有用である。

労働問題研究所としても本書をテキストとして学習会を開催し、本書を普及することによって内部留保分析を一般化し総資本に対する運動の一助とすべきである。

- 「税制研究」(旬刊発行) 谷山税制経営研究所発行

租税関係専門誌 2016 年 8 月号 TEL 033-351-7401

- 「福祉と税金」(旬刊発行) 不公平な税制をただす会 TEL 033-358-6926

安倍政権の税制大綱を切る・大企業減税試算 2016 年 6 月号

とみた かつお 研究所監事 税理士

※ 「内部留保の研究」 小栗崇資・谷江武士他 2015・9 唯学書房

労働組合紹介④ 愛知地域労働組合 きずな

<輝きを増す「きずな」の存在意義>

35年の活動

「きずな」は1981年6月28日全国で4番目の地域労組として、だれでもどこでも「一人から加入できる組合」として発足しました。県下に地域支部や分会をつくり今年で結成35周年を迎えました。これまでの歩みは決して平坦ではありませんでした。組合員が主人公組織の団結を守り、家族の協力と働く仲間を支えられ「一人の解雇も許さない」を合い言葉に、組合員一人ひとりの雇用と権利を守ってきた35年です。

1、「一人一人を大切にみんなでたたかう」活動スタイル

私たちは、「一人ひとりを大切にみんなでたたかう」ことを大切にしてきました。はじめは支部・分会の仲間に相談せず、自分だけで経営者と交渉したり、労基署に訴えたりする組合員もいました。支部では「個人プレーはやめよう」

「会議で職場の状況を出し合って一人の要求もみんなでたたかって実現することが大切だ」と議論をしてきました。ある分会は仲間の中に失業者が出ると「囲む会」「励ます会」などをひらき、一人をみんなで支え合いました。こうした活動スタイルは、全ての支部・分会の活動スタイルとして現在も定着しています。

2、地域でも職場でも組織を確立

私たちは、「職場での公然化や組合結成を加入の条件にせず、だれでも一人でも安心して入れる」ことを強調してきました。このため、「たたかわない組合」

「職場の外に組合をつくって力にならない」とも言われたこともありました。こうした議論を重ね、第4回大会で職場組織に関する方針を決め「地域でも職場でも組織を確立する」ことを確認しました。これまでに20以上の職場分会を結成しました。

3、入って実利のある組合

きずなは「入って実利のある組合をめざしています。結成当時から健康診断を行い、職場健診がない多くの組合員に歓迎され、35年間実施しています。

1988年には、自主運営の「きずな共済会」が発足して、制度の拡充が進み旅行の割引制度の活用や無料法律相談また、四季をそれぞれ楽しい企画をおこない、組合員どうしの親睦と交流を深めています。愛知共済会の加入団体として、積極的に助け合いの活動を勧めています。

4、組合と仲間を結ぶ機関紙活動

職場が違い、勤務形態も様々な条件の組合員が活動しています。会議に参加することも特別な努力が必要です。私たちは、組合活動を伝え、組合員の思いや意見を交流する機関紙を発行してきました。1986年にきずなの機関紙として「月刊きずな」を組合と組合員の架け橋として来ました。そして三けたの読者をもち現在も手書きスタイルで発行しています。

5、地域でも職場でも要求実現と仲間増やし

組合員一人ひとりが職場の労働者の信頼をえるように、努力をすることです。自分の仕事に責任をもち、まわりの労働者の悩みや、不満に耳を傾け労働者の要求をつかむ事が、信頼を深め組合員拡大につながります。組合員拡大は、個人まかせにせず、仲間と共に追及することが求められ、地域・職場で奮闘しています。労働相談でも支部を基礎に本部と協力して、解決のために奮闘しています。一時途絶えていましたが、本年に入って再び団体交渉も行うようになり、個別紛争でも、経済闘争によって労働者の権利を守り、要求実現を通じて地域の労働条件や労働環境の改善に一定の貢献をしています。

6、愛労連と共に協力共同でたたかう

愛労連傘下の労働組合として、国民的課題も積極的に参加しています。とりわけ最低賃金引き上げの闘いは、非正規や中小零細企業労働者をはじめとして、すべての労働者の賃金の底上げにとって必須の最重要課題として位置づけ、全力で取り組んでいます。本年も、愛労連の「すぐに1000円へ引き上げを」署名を、組合員数の18.5倍に相当する3704筆集めました。



愛知労働問題研究所の今後のあり方について

事務局長 櫻井善行

昨年 10 月に開催された愛知労働問題研究所総会の決定にもとづき、研究所の「これからのあり方を考える検討委員会」（以下、検討委員会）が、本年 5 月の理事会で設置されました。その後、8 月 27 日に開催された理事会で、検討委員会から後掲の資料にある報告がなされました。報告の要点は、以下のとおりです。

- ①所員と個人会員の退職・高齢化にともなう調査研究活動力の低下、会員数の減少等による財政力の低下、これらを主な要因として、現状は、研究所の存在意義が問われるだけでなく、現在のような組織として維持することも年々困難となっている。したがって、研究所を解散し、本来の活動である調査研究活動を推進しやすいように研究会（かつての愛知労働問題研究会）として再出発する（研究所の縮小・改編）。
- ②次回（12 月 17 日に開催する）理事会で、検討委員会の報告にもとづく研究所の縮小・改編案を審議・決定する。
- ③9 月発行予定の所報に検討委員会の報告を掲載し、会員への周知と意見を募る。
- ④遅くとも今期中（2017 年 8 月）までに総会を開催して、縮小・改編案の審議・承認を得る。

この検討委員会報告を理事会（8/27）で議論した結果、研究所の縮小・改編という基本的な方向性および上記報告内容の②③④についての異論はなく、研究会としての活動のあり方（改編内容）について検討委員会でさらに吟味して、次回理事会に提案することとなりました（次回の検討委員会は、11 月 3 日に開催予定）。

つきましては、下記の検討委員会報告に関して、10 月半ば頃までに会員の皆さんからの質問・意見を研究所まで寄せていただくようお願いいたします（研究所のメールアドレスは、aichiromonken@gmail.com です）。

資料：愛知労働問題研究所の今後のあり方について

検討委員会、2016 年 8 月 27 日

0. 経緯

- ・総会（2015 年 10 月 3 日）で、第 15 期の活動計画の一つとして「労問研のこれからのあり方を考える検討委員会」（以下、検討委員会と略）を設置することを決定。
- ・第 2 回理事会（2016 年 5 月 14 日）で、検討委員会を設置（委員は、羽根理事長・後藤所長・櫻井事務局長・浅生副所長・知崎副所長の 5 名）
- ・第 1 回検討委員会（2016 年 6 月 8 日）
出席者：羽根・後藤・櫻井・浅生・知崎（以上、委員）、長沢（委員外）
- ・主要団体会員の役員から意見聴取
- ・第 2 回検討委員会（2016 年 7 月 26 日）
主席者：羽根・櫻井・浅生・知崎（以上、委員）
下記の内容を次回理事会に報告することを確認

1. 研究所の現状

1987 年 9 月に研究所設立後、29 年目を迎えている。この間、研究所は、調査研究活動を通じて、愛労連を中心とする労働運動に一定の貢献をしてきた（後掲の参考資料を参照）。しかし、最近 10 年間は、それ以前にくらべて明らかに研究所活動が質量ともに低下し、近年は、一部の調査研究活

動がなされているとはいえ、「所報」の発行が主な活動になっており、こうした現状を打開する見通しも定かでない。この主要因として、以下の点を指摘できる。

- ・所員と個人会員の退職・高齢化（退会を含む）にともなう調査研究活動力の低下
- ・財政力の低下：2007年～2009年度は、年間300万円前後の収支であったが、2010年度以降、概ね230万円前後にまで減少した（下表参照）。2015年度予算では、年間232万円の収入、支出の約6割が事務所費、これに水光熱費や所報の印刷発行費等が加わり、調査研究活動（定期購読誌を含む）の予算はわずか年間8万円にすぎない。なお、年間会費収入約180万円（団体会費が約140万円）のうち、愛労連が60万円を負担。愛労連の加盟人員は、結成直後（1989年11月）には約7.4万人であったが、現在は約4.9万人に減少している（2016年6月末現在）。

研究所の年間収支と会費納入状況(2007～2015年度)

年 度	収入 (円)	支出(円)	会費納入会員数	
			団 体	個 人
2007 (’07/9～’08/8)	3,830,482	3,042,355	47	82
2008 (’08/9～’09/8)	2,739,678	2,905,305	48	98
2009 (’09/9～’10/8)	3,170,590	3,098,364	38	88
2010 (’10/9～’11/8)	2,375,886	2,497,565	39	85
2011 (’11/9～’12/8)	2,528,500	2,516,310	42	98
2012 (’12/9～’13/8)	2,372,472	2,451,506	41	89
2013 (’13/9～’14/8)	2,241,397	2,383,045	38	70
2014 (’14/9～’15/8)	2,270,333	2,286,183	38	70
2015 (’15/9～’16/8)	予算 2,322,600	予算 2,322,600	32(5/14 現在)	64(5/14 現在)

注) 会費納入会員数は、2010年度までは「会費納入表（2012/3/15訂正）」と「2012/3調査」、2011年度以降は、「会費納入帖」による。

2. 今後のあり方—愛知労働問題研究所の縮小・改編

(1) 上記の現状を前提とすれば、研究所の存在意義が問われるだけでなく、独自の事務所を構えた活動の継続は、早晚不可能となる。研究所財政（一般会計）が赤字になる（赤字が継続すると、残務処理も困難となる）前に、研究所を解散し、研究会（かつての愛知労働問題研究会）として再出発することが妥当である（以下、「愛知労働問題研究所の縮小・改編」という）。すなわち、これまでのような事務所も会費も所報の定期発行（印刷・発送）もない研究会、いいかえれば、「身軽な」組織に研究所を縮小・改編して、本来の活動である調査研究が推進できるようにすることである。

(2) 愛知労働問題研究会の目的・組織・主な活動内容等

1) 目的

- ・愛労連を中心に、愛知県および近隣地域の労働運動の前進に貢献する調査研究活動の推進

2) 組織・財政

- ・会員組織とする。会員は、研究者・学生・労働運動実践者・労働組合員を中心に労働問題に関心をもつ人々を幅広く組織する。
- ・会員への連絡は電子メールを原則とする。
- ・研究会の代表1名と副代表（1～2名）をおく。
- ・代表・副代表および若干の会員からなる運営委員会を組織し、研究会の運営をおこなう。
- ・研究会の日常的な運営に必要な経費として、交通費や事務所費等で年間約15万円を想定（下記4）にあるように愛労連の事務所を利用させてもらうことができれば、週に2・3回運営

委員が利用する予定)。

調査研究活動に特別に費用がかかる場合は、その都度関係団体と協議する。

会費は集めないが、現在の会員に協力金や寄付金の拠出を要請する。

定例研究会などの資料代・会場費等を必要に応じて集める。

愛知労働問題研究所の資産で残存したものを引き継ぐ。

3) 主な活動内容

- ・定例研究会の開催（1～2カ月に1回）
- ・必要に応じて部会研究会や調査班などを組織する。
- ・会報の発行（原則として定例研究会開催後）、会報は電子版とし、紙媒体のものは発行しない。
- ・研究会のホームページによる情報提供（基本は、愛知労働問題研究所のホームページを引き継ぐ）
- ・資料の保存・提供（愛知労働問題研究所の資料でPDF化されたものを引き継ぐ）

4) 愛労連への借用・利用依頼

- ・愛労連事務所に研究会専用の机（パソコンが使用できるものを1つ）。
- ・愛労連のネットワークからインターネットへの接続とプリンター・印刷機の利用。
- ・運営委員会・定例研究会等での会議室等の使用。

3. 今後の主な予定

- ・次回理事会で、上記報告にもとづく愛知労働問題研究所の縮小・改編案を審議・決定する。
- ・9月発行予定の所報に縮小・改編案を掲載し、会員への周知と意見を募る。
- ・遅くとも今期中（2017年8月）までに総会を開催して、縮小・改編案の審議・承認を得る。

【参考資料】 研究所関連の刊行物(月報・所報を除く主なもの)

①年報

- ・今日の労働運動と調査研究 創刊号 1988年9月
- ・働くものの健康問題 第2号 1990年6月

②あいちの労働と生活

- ・『統計・資料にみる あいちの労働と生活』1988年1月
- ・『新版 あいちの労働と生活—統計・資料にみる—』1991年2月
- ・『1995年版 あいちの労働と生活—変貌する愛知のデータ解析—』1994年12月
- ・『2001年版 あいちの労働と生活—激動する愛知の統計—』2001年1月

③資料集・資料と情報

- ・『資料集 調査と政策—産業「空洞化」と大「合理化」』創刊号、1988年5月
- ・『あいち労働・経済 資料と情報』1995年・初夏号、6月1日
- ・『あいち労働・経済 資料と情報 戦後五〇年・年表で綴るあいちの労働運動』1995年9月1日
- ・『あいち労働・経済 資料と情報』1995年・冬季号、12月8日
- ・『あいち労働・経済 資料と情報 新段階の自動車産業と労働運動』1996年4月25日
- ・『あいち労働・経済 資料と情報』1996年・夏季号、6月
- ・『あいち労働・経済 資料と情報』1996年・秋季号、9月
- ・『あいち労働・経済 資料と情報』1997年・春特別号、1月
- ・『あいち労働・経済 資料と情報 自動車産業の賃金』1998年2月15日
- ・『あいち労働・経済 資料と情報』1998年・夏号、8月
- ・『資料・県内主要企業等賃金体系』愛知労働問題研究所、2000年9月

④データベース

- ・『愛知の労働・経営・生活データベース』創刊号、愛知労働問題研究所、1994年4月
- ・『愛知の労働・経営・生活データベース』第2号、愛知労働問題研究所、1994年5月
- ・『愛知の労働・経営・生活データベース』第3号、愛知労働問題研究所、1994年6月
- ・『愛知の労働・経営・生活データベース』第4号、愛知労働問題研究所、1994年7月
- ・『愛知の労働・経営・生活データベース』第5号、愛知労働問題研究所、1994年8・9月
- ・『愛知の労働・経営・生活データベース』愛労連大会特集号、愛知労働問題研究所、1994年9月

⑤Victory Map

- ・'94 ビクトリーマップ作成委員会編『94 あいちビクトリーマップ』1994年2月
- ・'96 あいちビクトリーマップ作成委員会編『検証・愛知の大企業の内部留保（96年版）』1995年12月
- ・'97 あいちビクトリーマップ作成委員会編『検証・愛知の大企業の内部留保（97年版）』1996年12月
- ・あいちビクトリーマップ作成委員会編『検証・愛知の大企業の内部留保（98年版）』1997年12月
- ・あいちビクトリーマップ編集委員会編『検証・愛知の大企業の内部留保（99年版）』1998年12月
- ・あいちビクトリーマップ編集委員会編『検証・愛知の大企業の内部留保（2000年版）』1999年12月
- ・あいちビクトリーマップ編集委員会編『検証・愛知の大企業の内部留保（2001年版）』2001年4月

⑥女性（婦人）労働部会関係

- ・『イコール ライツ 4大卒女性239人の調査報告』1992年4月
- ・『学生の就職実態アンケート 学生206人の調査報告』1995年4月
- ・『<学生1170人の調査報告> 学生の就職実態アンケート』No.3、1997年6月
- ・『学生の就職実態アンケート 学生206人の調査報告』No.4、1998年11月
- ・女性・生活部会『スウェーデン・国は働く人をどうサポートしているか！』2006年3月

⑦単行本・報告集・冊子など

- ・大木一訓・愛知労働問題研究会編『大企業労働組合の役員選挙』大月書店、1986年4月
- ・愛知労働問題研究会編『'87 愛知の国民春闘』1987年2月10日
- ・『'89 国民春闘に怒りを燃やそう 愛知の労働と生活酷暑』愛知統一労組懇（労問研協力）、1989年1月
- ・『新しい時代の幕明け 人間らしいくらし勝ちとる みんなの90 国民春闘』愛知県労働組合総連合（労問研協力）
- ・愛知労働問題研究所編『トヨタ・グループの新戦略』新日本出版社、1990年2月
- ・労働問題実践シリーズ編集委員会編『労働問題実践シリーズ（全8冊）』大月書店（愛知労問研協力）、1990年1月・91年4月
- ・愛知労働問題研究所・ドイツ労働と生活調査団編『時短先進国ドイツー労働と生活・労働組合』1992年9月
- ・愛知労働問題研究所・日独共同セミナー準備会編『日本・ドイツ 労働問題共同セミナー報告集』1993年7月
- ・愛知労働問題研究所編『変貌する世界企業トヨタ』新日本出版社、1994年5月
- ・愛知県労働組合総連合・愛知労働問題研究所編『人間らしく働くルールを 坂本修弁護士講演記録と資料集』1996年8月
- ・愛知労働問題研究所編『第4回自動車関連労働者と地方組織交流集会 in aichi 報告集』愛知県労働組合総連合、1999年10月10日
- ・伊藤欽次・愛知労働問題研究所副所長『あなたの知らないトヨタ』学習の友、2005年12月
- ・伊藤欽次『トヨタの品格』洋泉社、2007年2月
- ・『岐路に立つ愛知経済―地域経済の将来をどう展望するか』地域経済の将来を考える研究会（愛知労問研協力）、2015年1月

労働・社会ニュースこの2ヶ月（2016／7～8）

- 7月1日 ★バングラディシュ★ダッカ人質テロ 日本人7人の死亡確認 13人救出、IS系が犯行声明／産経
- 7月3日 ★辺野古 新基地建設工事で島外から大量の土砂に外来種侵入の恐れ、自然保護6団体9月に開かれる国際自然保護連合（IUCN）に勧告案提出。／琉球新報 ★米国レイジアナ州白人警官2人黒人男性を射殺。抗議デモが起き知事が司法省の協力を求めた／朝日
- 7月6日 ★1972年日本復帰後 殺人、海兵隊が92% 民間人被害13件中12件
- 7月7日 ★辺野古警備会社が市民リスト作成問題で抗議船船長5人が沖縄防衛局に「保有個人情報開示請求書」を提出。防衛局は「業者が破棄」と釈明。船長5人は防衛局に業者の監督や法令遵守を徹底することを要請／琉球新報★米 警察官の黒人射殺相次ぐミネソタ州でも ニュークで抗議デモ全米に拡大 警察官への批判が高まっている。／朝日
- 7月9日 ★明治安田生命保険は総合職と一般職計9千人の定年60歳を65歳に引き上げる方針。組合との協議で19年4月を目指す。営業職員3万人はすでに定年を65歳に延長している。／朝日
- 7月10日 ★鹿児島知事に新人三反園氏 民進・社民推薦。川内原発一時停止公約／共同
- 7月12日 ★鳥越俊太郎氏、都知事選出馬へ 野党4党統一候補で擁立／共同通信
- 7月13日 ★安倍首相「最低賃金3%引き上げ」に務めるよう経済財政諮問会議で関係閣僚に指示した。／朝日
- 7月15日 ★ヘリパッド22日にも着工、沖縄米軍北部訓練場部分返還へ政府、翁長知事はオスプレイが減りパッドで運用の計画があるとして容認しない姿勢を示している。／共同★雇用保険料 引き下げ検討 政府 経済対策に盛る方針／朝日 ★フランス南部ニースでの14日のテロ事件で死者84人負傷者100人超え、
- 7月16日 ★トルコ クーデター未遂 各地で交戦 反乱軍鎮圧 161人死亡負傷者1440人 反乱軍兵士2839人拘束／朝日
- 7月17日 ★高江の機動隊560人投入「暴力団壊滅と同規模」政府強行／琉球新報
- 7月19日 ★トランプ氏正式指名 共和党大会 米大統領候補に 一方の民主党は25日からの民主党大会でクリントン氏を党大統領候補に指名する／朝日★ブラジル人半数が五輪開催に反対 ブラジル紙フォリャ サンパウロは世論調査 財政難や治安影響か／共同
- 7月20日 ★武田薬品工業が有給取得に応じて子育てをするNPO法人などに寄付をする新制度を始めたと発表／時事
- 7月22日 ★経団連榊原会長、あらゆるものをインターネットにつなぐIOTを使い「第4次産業革命」へ官民会議で推進の考えを示す。／朝日 ★高速増殖炉もんじゅ（福井県）で日本原子力研究開発機構がまた2ヶ月感点検放置 点検を促す警告も見過ごし／共同
- 7月25日 ★愛労連定期大会
- 7月26日 ★相模原傷害者施設で元職員が傷害者19人を殺害、26人が負傷「障害者いなくなればいい」と供述／朝日★厚生労働省審議会 最低賃金24円引き上げ 上げ幅最大平均3%増、822円に／朝日★伊波氏、糸数氏が新会派「沖縄の風」結成。参議院会館で記者会見／琉球新報
- 7月28日 ★韓国政府 元慰安婦の名誉回復などに取り組む「和解・癒やし財団」を設立

★政府に登録された慰安婦は 238 人で現在生存者は 40 人となった。／朝日★難民の受け入れドイツ継続表明。メルケル首相は「私たちの歴史的な使命である」と延べ受け入れを継続する決意を表明／朝日★全労連大会（～8／30 東京新宿）

7月29日★政府、低所得者給付 1.5 万円を配る「簡素な給付措置」の拡充を経済対策に織り込む方針を決めた。住民税が非課税の低所得者約 2200 万人が対象で来夏から／朝日

7月30日★民進党岡田代表退任へ 9月代表選へ出馬せず「一区切り」／朝日★日本の農業人口 200 万人割れ前年比 8.3%減の 199 万 2200 人 1990 年の 4 割程度に／共同通信

7月31日★都知事選、投票続く、投票率上昇か 期日前投票者数は 170 万 8195 人で前回選挙の 1.7 倍に増加／共同通信★労働総研総会開かれる（全労連会館）

8月2日★脱原発テント撤去命令確定 最高裁小法廷の 7 月 28 日付けで上告を退けた。約 5 年間の敷地使用料年 5 %に遅延損害金の計 3800 万円の支払い命令も確定した。／朝日★川崎デモ「人権侵害」1 月のヘイトスピーチ法務省が勧告。勧告は自主的な改善を促すもので、強制力はない。★ IMF（国際通貨基金）は、アベノミックスは帰路に立たされており、思い切った改良が必要だとアベノミックスに改良提言 政策に不透明感／共同

8月4日★大企業の賞与 4 年連続増 平均 90 万 5165 円 伸び率鈍化 経団連発表／朝日

8月5日★「沖縄から安保と民主主義を問う」テーマに第 68 回歴史教育者協議会全国大会沖縄が開幕 稲嶺進名護市長が特別報告／琉球新報

8月6日★被爆 71 年広島原爆の日 格差絶「さらなる行動」／東京新聞★米の核先制不使用に反対しないで 広島や長崎の被爆者団体ら安倍首相に書簡／共同通信

8月7日★リオ五輪、南米初混迷中、史上最多 205 カ国地域 1 万 1 千人の選手参加／共同

8月9日★長崎 原爆の日 被爆体験軽傷訴え 核廃絶へ「英知」を 田上長崎市長平和宣言で呼び掛け／朝日★東京都議会（定数 127）は 2015 年の政務活動費（政活費）の使途を公開。交付総額 8 億 9160 万円の 95 %の 8 億 4896 万円使用 4264 万円が返還。都議疑念わく事務所費、舛添前知事が批判された構図と同じと指摘。／朝日★家族の介護する労働者の残業を免除、来年 1 月から企業に義務化 厚労省が方針決定／読売★国の 6 月末時点での借金残高 総額 1053 兆 4676 億円 1 人 830 万円内訳、国際約 918 兆円で過去最高。銀行からの借入金約 53 兆円。政府短期証券約 82 兆円。財務省が発表。／朝日

8月11日★米大統領選民主党候補のクリントン氏明言。TPP「選挙後も反対」「TPP も含め米国民の職を失わせ、賃金低下につながる貿易協定は阻止する」と強調。／朝日

8月12日★四国電力伊方原発 3 号機（愛媛県）見切り発車で再稼働させた。／朝日

8月13日★シャープ 臨時総会を開き新社長に台湾の鴻海精密工業のタイセイゴ副総裁が就いた。取締役 9 人のうち鴻海の指名者は 6 人。シャープの独立性は弱まった。／朝日

8月15日★安保関連法に反対し、安倍政権を批判する首都圏の大学生が 2015 年に結成した「SEALDS（シールズ）」が解散／共同★公明山口代表★安保法制立で「9 条改正の議論は必要ない」都内の街頭演説で／朝日

8月16日★「核の先制不使用」を支持 日本の川口順子元外相★オーストラリアの持を求める声明を出した。／共同通信★外国人実習生へ違法な時間外労働や賃金不払いなど違反 昨年も前年より 718 件多く 3695 事業場。増加は 2 年連続。労基署が企業に監督指導した件数は前年より約 1.3 倍増の 5173 件のうち 7 割以上で違反が見つかった。／朝日

8月17日★相模鉄道労組とバス運転手 12 名が会社が労働協約に反し、子会社への転籍拒

否したバス運転手 12 名を会社の清掃業務をさせる「追い出し部屋の処遇」は違法であると相鉄 HD を横浜地裁に提訴した。／朝日

8 月 18 日★「そんなに必要なら海兵隊を東京に」「沖縄に申し訳ない気持がある」高江ヘリパッド新設で吉永小百合さん 雑誌対談で 日本政府に「もっと人間らしい対応をしてほし」と疑問を呈した。／琉球新報

8 月 19 日★福島原発作業員の労災認定 厚労省発表 2 例目、白血病の 50 代男性／共同通信★国連核軍縮作業部会は「核兵器の法的禁止を協議する会議」を「来年度から協議」の報告書を賛成多数で採択。報告書は国連加盟 193 カ国中 100 カ国が支持と記している。一方で米国の「核の傘」の日本や韓国など 24 カ国は同意しなかった。／朝日

8 月 20 日★機動隊が琉球新報記者強制排除し封じ込め 東村高江で市民の抗議行動を取材中 現場にいた弁護士「報道の自由侵害だ。決して許せない行為だ」と抗議／琉球新報

8 月 21 日★貧困が原因で必要な教育を受けられない人が後を絶たない「貧困の連鎖断つ」基礎教育充実へ「基礎教育保障学会」を設立、研究者や元教員、生活困窮者の支援者ら 100 人できょう発足。福祉や労働分野を含むネットワークを目指す。／朝日

8 月 23 日★2015 年の労働争議 425 件、6 年連続の減少。比較可能な 1957 年以降最も少なかった／厚労省調査

8 月 25 日★連合は「参院選総括」野党共闘について「保守基盤を崩すにはいたらなかった」「共産党票が来た一方、離れた支持者もいた、1 人区の結果で成否を語るのは早計だ」次回の衆院選では「政策で民進党と共産党は大きな隔たりがある、基本政策の合意がなければ進められない」とした。／朝日★自衛隊訓練 24 日に解禁 25 日から集団的自衛権行使を含む新任務の訓練が始まる／朝日★公正取引委員会は下請法違反でコンビニ大手のファミリーマートに再発防止を勧告下請け 20 社から 6 億 5 千万円を不当減額／共同
8 月 26 日★厚労省、「同一労働同一賃金、長時間労働削減」働き方改革組織再編全国に「非正規労働者待遇改善支援センター」「雇用環境均等局」設置概算要求 31 兆円超／朝日

8 月 27 日★高浜原発で広域避難訓練 9 千人参加、原発 30 圏内周辺福井・滋賀・京都・兵庫の 4 府県／共同★貧困問題に対するバッシングに新宿で「生活苦しいヤツは声を上げる貧困たたきに抗議する」緊急抗議 500 人がデモ 作家の雨宮処凛さんらも／毎日

8 月 28 日★トルコ軍はシリア北部で少数民族クルド人組織「民主党統一党」を越境空爆で 25 人を殺害、施設 5 カ所を破壊、民間人 40 人が死亡／朝日

8 月 29 日★米海軍、海軍用オスプレイを、日本配備へ 26 年までに現行の、輸送機 C グレイハウンド 2 機と交代。海兵隊用は普天間飛行場で運用している。空軍用は 17 年に横田基地に配備する予定。／共同★稲田防衛相、9 月中旬に訪米 安保法に基づく自衛隊と米軍の共同訓練確認へ カーター国防長官と会談を調整／共同

8 月 30 日★築地市場移転を延期する方針 小池都知事表明 地下水調査結果が出る 1 月以降に改めて判断／共同★新潟県泉田裕彦知事、4 選出馬撤回 柏崎刈羽原発 6, 7 号機再稼働に影響か／共同★政府・与党配偶者控除見直し検討 共働き向け新制度案／朝日

8 月 31 日★月 50 時間…残業多い厚労省 中央省庁の「霞が関国家公務員労働組合共闘会議」17 労組中 10 労組で調査 2200 人が回答。過労死ラインの 80 時間以上の残業した人は 9.0 %。「過労死の危険性を感じたことがある」は 27. 6 %／共同★東芝に 6 千万円賠償命令 過労でうつ病で解雇された元社員重光由美さん、東京地裁／共同

☆ 2016 年 9 月 15 日以降の活動・集会予定など

- 9 月 19 日(月) 安保法制強行 1 周年大集会
9 月 28 日(水) 秋の組織拡大決起集会
10 月 15 日(土) 労働法制連絡会年次総会
10 月 29 日(土) 当会労働弁護団総会
11 月 03 日(木) 憲法 9 条を守ろう愛知県民のつどい
11 月 12 日(土) 愛知争議団総会



☆寄贈された書籍、購入書籍他

◎白藤 博行他(著)『Q&A 辺野古から問う日本の地方自治』自治体研究社

◎自爆連『新しい日本国憲法草案のはなし』太郎次郎社

★今号にて、この間「労問研のこれからのあり方を考えるプロジェクトチーム」で討議されてきたことを、はじめて公にして掲載しました。この提案に至るには会員の皆様の了承が必要になります。じっくりと読んでいただき、ご意見を寄せていただければと思います。できれば、意見はメールでいただければ有り難いです。なお引き続き現在の活動は当面続けていきます。そのため新しい会計年度になりましたから、団体会員・個人会員の皆様に新たな年度の会費請求をさせていただくことになります。よろしくお願いします。

★すでに関係者には連絡していますが、研究所のメールアドレスを変更しました。

aichiromonken@gmail.com これからはこちらのアドレスを使用してください。

以前のメールは使えなくなっています。

★研究所では、廃棄する資料雑誌や保管していた所報などは PDF 化をすすめています。所報については、直近の発行したものの前号までは閲覧できますが、その他の資料の保存状況については事務局までおたずねください。

★今回 190 号も皆さんの協力によって発行することができました。感謝感激です。充実した誌面になったと自負しています。引き続き、原稿依頼などよろしくお願いします。

文責 事務局編集部

*「所報」第 190 号(隔月刊) / 発行日 2016 年 9 月 15 日

*発行所・編集発行人 愛知労働問題研究所(略称): 労問研)

*〒 456-0006 名古屋市熱田区沢下町 9-3 労働会館 304 号

*Tel/Fax 052-883-6978 E メール aichiromonken@gmail.com

*HP <http://www.roren.net/romonken/>

*研究所会費(年)個人 6000 円 団体 1 口・12000 円 読者会員 1200 円

*収入のない院生割引あり。要相談。郵便振替 00860-6-80604 愛知労働問題研究所

*三菱東京 UFJ 銀行・金山支店・普通口座 1368019

*お願い: 第 15 期・2016 年度(この 9 月から)の会費請求書を同封しました。

協力・納入の方をよろしくお願いします。m(_ _)m